資料 7

もしも,あなたが逮捕されたら

- 代用監獄の廃止と未決拘禁制度の抜本的改革を求める市民集会 -

日 時 2005年10月5日(水) 場 所 弁護士会館2階クレオA

主催 日本弁護士連合会 東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会

- 目 次 -

目次	ζ								i
プロ	1グラム								ii
1	開会挨拶	· · · · · · ·							1
		梶谷	剛	日本	卜弁護士連合会	: 会長			
2	海外視察	調査報	器告 (オ	オースト	- リア・イタリ	ア)			
	- 弁	誰士₫	り目で!	見たヨ・	ーロッパの刑事	事拘禁范	施設		2
		青木	和子	日乡	沖連刑事拘禁制]度改革	医実現本部 事務局	次長	
3	えん罪当	事者が	で語る。	・日本の	D刑事拘禁の実	態	証言・日本の代別	用監獄・拘置所	
									7
(1)「え/	ん罪は	_		れる - 221 前杷木町長	日間の	勾留で経験したこ	رځ	7
(2)「未注	夬拘禁	が阻む	刑事弁	護・えん罪で	被疑者	・被告人となった	:経験から」	11
			安田	好弘	弁護士				
(3)「や:	ってい	ないこ	とを自	白させられたか	代用監	獄」		25
			杉山	卓男	布川事件再審	請求 当	事者		
4	国際社会	から見	見た日本	本の代別	用監獄				14
			寺中	誠	アムネスティ	・イン	/ターナショナルE	日本 事務局長	
5	講演「未	決拘勢	きの国際	際水準	- 取調べ・接身	見実務(の改革への視座」		18
			葛野	尋之	立命館大学教	(授			
6	未決拘禁	制度改	タ革へ(の提言	- 弁護士会のエ	立場 .			29
			小池排	長一郎	日弁連刑事拘]禁制度	医改革実現本部 事	務局長	
7	まとめ								32
			西嶋	勝彦	日弁連刑事拘]禁制度	医改革実現本部 本	部長代行	
資料	1								35
									37
(2)	安田好弘	公弁護士	Lプロ:	フィー	ル				37
									37
` '									38
(5)							記者会見(2005年	-	
						_	すとき 」		40
` '							求める決議(2005年	-	42
(7)	未決等指	禁制係	₹の抜え	本的改革	革を目指す日弁	≄連のキ	提言(要旨)(2005年	₹9月16日)	47

_

もしも,あなたが逮捕されたら - 代用監獄の廃止と未決拘禁制度の抜本的改革を求める市民集会 -

プログラム

日 時:2005年10月5日(水)17:30~20:00

場 所:弁護士会館2階クレオA

主 催:日本弁護士連合会 東京弁護士会

第一東京弁護士会 第二東京弁護士会

総合司会:神 洋明

- 1. 開会挨拶 梶谷 剛 日本弁護士連合会 会長
- 2. 海外視察調査報告(オーストリア・イタリア)
 - 弁護士の目で見たヨーロッパの刑事拘禁施設

青木 和子 日弁連刑事拘禁制度改革実現本部 事務局次長

3.えん罪当事者が語る・日本の刑事拘禁の実態 証言・日本の代用監獄・拘置所 (1)「えん罪はこうして作られる・221日間の勾留で経験したこと」

中嶋 玲子 前杷木町長 福岡からテレビ出演

聞き手: 幣原 廣 日弁連刑事拘禁制度改革実現本部 事務局次長

- (2)「未決拘禁が阻む刑事弁護 えん罪で被疑者・被告人となった経験から」 安田 好弘 弁護士
- (3)「やっていないことを自白させられた代用監獄」

杉山 卓男 布川事件再審請求当事者

聞き手:青木 和子 日弁連刑事拘禁制度改革実現本部 事務局次長

4. 国際社会から見た日本の代用監獄

寺中 誠 アムネスティ・インターナショナル日本 事務局長

- 5 . 講演「未決拘禁の国際水準 取調べ・接見実務の改革への視座」 葛野 尋之 立命館大学教授
- 6 . 未決拘禁制度改革への提言 弁護士会の立場 小池振一郎 日弁連刑事拘禁制度改革実現本部 事務局長
- 7.まとめ

西嶋 勝彦 日弁連刑事拘禁制度改革実現本部 本部長代行

【司会(神)】 定刻を少し回りましたけれども、ただいまから、「もしも、あなたが逮捕されたら - 代用監獄の廃止と未決拘禁制度の抜本的改革を求める市民集会 - 」を開催したいと思います。

本日は、足元の悪い中、多数ご参集いただきましてありがとうございます。私は、刑事 拘禁制度改革実現本部事務局次長の神洋明と申します。第一東京弁護士会の所属でありま す。

まず、開会に当たって、冒頭のあいさつを日本弁護士連合会会長・梶谷剛からさせていただきます。よろしくお願いいたします。(拍手)

1. 開会挨拶

梶谷 剛 日本弁護士連合会 会長

【梶谷】 日弁連会長の梶谷剛でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、平日の夕方という大変お忙しい時間帯に、多くの市民の皆様方、この日本弁護士連合会及び東京三弁護士会主催の市民集会に大勢おいでいただきまして、本当にありがとうございます。

ご承知のとおり、日本の刑事拘禁制度は、判決の確定する前後を問わず、国際人権基準に照らしてさまざまな問題を抱えており、国連の規約人権委員会からもたびたび改善の勧告を受けてまいりました。全国の弁護士会及び日弁連では、日本の刑事拘禁制度を国際水準にかなった適正なものとすべく力を注いでまいりました。その1つの成果として、本年5月、受刑者処遇法が成立し、いまだ不十分な問題点は残しつつも判決確定後の受刑者の処遇が改善に向かって大きな一歩を踏み出しました。

他方、判決が確定する前である未決拘禁制度の改革につきましては、来年の通常国会での立法化を目指し、本年6月から、法務省、警察庁と日弁連との協議が始まっております。この未決拘禁制度の中には、日弁連が20年以上にわたり総力を挙げて取り組んでまいりました代用監獄を初めとして幾多の問題が横たわっております。日弁連と両省間との間で依然として大きな隔たりがある課題が残っているのであります。そうした意味においても、今日の情勢はまさに予断を許さないものがあります。しかし、別の角度から見てみれば、今この時期こそ日本の未決拘禁制度を、真に国際水準に適合した人権を尊重するシステムとしてつくりかえる絶好の機会であると思うのであります。

きょうは、えん罪の方が実際に体験した、日本の代用監獄における取り調べの実態を生々しく語っていただくことになっています。獄中生活29年の後、この9月21日に再審開始決定を勝ち取った布川事件の杉山卓男さんがご自身の体験を述べられるという得がたい集会になりました。この布川事件は、物的証拠が全くない、そういう状況においても自白さえ得られれば有罪になってしまう、つくられた自白がいかに恐ろしいものであるかを社会に示しました。

また、221日間の勾留を体験した中嶋玲子さん、弁護士として被疑者・被告人となり 長期の勾留を体験し、無罪を勝ち取られた安田好弘さんのお2人からも、ご自身の体験を 語っていただくことになっております。

本日は、多くの市民の皆さんに、まず、日本の未決拘禁制度はどのような実情にあるの

か、それが国際水準といかに異なり、国際社会からどのように受けとめられているかなど を知っていただきたいと思います。その上で、現在の制度をどのように改善していくべき かについて、私どもとともにお考えいただきたいと思います。

今後の未決拘禁制度改革に向けた日弁連の活動に、より一層のご理解と力強いご支援を 賜りたくお願いをいたしまして冒頭のあいさつといたします。どうぞよろしくお願いをい たします。(拍手)

【司会(神)】 それでは、進行次第に従ってこれから市民集会を始めたいと思います。 まず最初に、この7月2日から7月10日まで、法務省・警察庁・日弁連の三者がヨーロッパのウィーンとローマの視察をしてまいりました。その海外視察調査報告を、刑事拘禁制度改革実現本部事務局次長の青木和子からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 2.海外視察調査報告(オーストリア・イタリア)
 - 弁護士の目で見たヨーロッパの刑事拘禁施設 青木 和子 日弁連刑事拘禁制度改革実現本部 事務局次長

【青木】 皆様、お忙しい中、ありがとうございます。今、紹介をいただきました事務 局次長の青木です。

これから、写真を見ていただきながら、日弁連が法務省、警察庁と合同で、この7月に オーストリアとイタリアの未決拘禁施設の調査を行いましたので、その報告をさせていた だきたいと思います。

まず最初に、視察に訪れたのがウィーンのヨーゼフシュタット拘置所です。拘置所前での調査団の様子です。

写真の手前の緑の屋根のある建物がヨーゼフシュタット拘置所で、定員オーバーの状況で、過剰収容ということでした。ちょうど私たちが視察に訪れた2週間前に、新しい拘置所をつくるということが閣議で決まったそうです。

拘置所は、裁判所、検察庁と同じ敷地内にあってつながっています。見ていただくとわかるのですけれども、街中にあって、周りは民家ですから保安上の問題はあるそうですけれども、所長さんの話によりますと、周りの民家の方は昔から住んでいるから慣れているということでした。

これは、拘置所の医療棟の中の様子です。病院のような感じでした。

同じく医療棟の中の様子です。先ほどの写真と同じ室内です。このように、室内の一角 に扉の閉まるトイレが設置されていました。

こちらは、カトリックの礼拝堂です。毎日ミサが行われているということでした。

こちらは、プロテスタントの礼拝堂です。

この部屋は、プロテスタントの活動をする部屋で、宗教活動だけではなく各種のグループ活動にも使われています。壁いっぱいに絵が張られていまして、いすが並べられていて、パーカッションのグループ活動にも使われているということで、打楽器も置いてありました。

この写真にはないのですけれども、図書室というのもあって、オーストリアはドイツ語

ですが、ドイツ語以外の言語も含めて1万6,000冊の本があるということでした。共 犯者との交流を防止する必要があるので、中に入って本を選ぶわけにはいかないようです けれども、目録を見て借りたい本を注文するようになっているということでした。ちなみ に、受刑者については、図書室に出入りできて自分で本を探せるそうです。

この写真は、グループルームの中の写真です。収容区画ごとに、素行のよい人だけですけれども、出入りできるグループルームが設けられていまして、共犯者は一緒にならないようになっているそうです。グループルームには、冷蔵庫、アイロンなども備えつけられていました。簡単な調理設備も備えつけられていて、ナイフは使えませんけれども、調理をすることもできるそうです。

こちらもグループルームの中の様子です。テレビなどが備えつけられています。夜10時までは扉があいていて、比較的自由に過ごせるということです。居室も夜10時に消灯だそうですけれども、個人的に自分のライトを持っている人がいて、消灯後も起きていられるということでした。それから、居室にはラジオの設備があって、だれでもラジオを聞くことはできるし、テレビを買って居室に持ち込むこともできるそうです。新しい施設では、ケーブルテレビの設備があって、テレビがあれば外国放送の視聴もできるということでした。このテレビやたばこなどについては、週1回業者が来て、その業者から買うことができるのだそうです。所内では現金を持っていることはできず、その代金を本人の口座から差し引くということでやっているそうです。

この拘置所の中には、母子のための部屋もあります。妊娠中に入ってきた人の場合、出産は外部の病院で行うのだそうですけれども、3歳までの子どもと一緒に入れるように、このような母子のための部屋があるということでした。視察に行った日には、この母子のための部屋に入っている方はいませんでしたけれども、ここに長期間いるというような例もあったということです。母子のための共同室には、電子レンジや食器棚などもありました。この母子の部屋に入っている人にももちろん食事は出るのですけれども、ここにも調理設備があって、ナイフは使えないので制約はあるものの、材料を買って調理をするということもできるということでした。

義務教育を終わっていない者のためには、施設の中に学校もあります。施設の中の学校では、教育委員会から派遣された教師が教育に当たっているそうです。視察の際は、ちょうど3日前の7月1日から夏休みに入ったということで、学校にはだれもいませんでした。卓球ができる部屋もあって、この写真には写っていないのですけれども、視察に行った際にも少年たちが卓球をしていました。

拘置所の中には、義務教育が終わっていない者の学校のほかにコンピュータールームがあって、予審判事の許可を受けた21歳前後までの者が、欧州コンピューター作業免許あるいはフォークリフトの免許というものを取ることができるそうです。視察の際も、少年たちがこの部屋でコンピューターに向かって勉強をしていました。

拘置所の中では、このように教育が行われているほか、希望すれば未決拘禁者でも予審判事の許可を得て作業につくことができるということでした。受刑者の時給は5から7ユーロ(680円から950円ぐらい)というところで、未決拘禁者の時給は、これよりも多少高くなっているということで、給料のうち75%は滞在費として差し引かれますけれども、25%はそのまま本人の口座に入れられて自由に使うことができるということでし

た。また、失業保険に入りたいという人は入ることもできるというお話でした。

次に行ったのがウィーンのギルテル警察署警察留置センターというところで、これがそのウィーンの警察の警察留置センターの内部の様子です。この警察留置センターには、警察によって逮捕されて留置される者と、それから、一定の交通法規違反などの行政罰の執行のために留置される者のほか、不法滞在の外国人等の強制退去のために留置されるという者がいて、実際にはその強制退去のために留置されるという方々が一番多いのだそうです。警察によって逮捕され留置されたという者は、48時間以内に裁判所に連れていかれることになっています。

留置センターでは、2段ベッドも利用されていました。ちょっと小さくてよく見えないかもしれませんけれども、壁にはポスターなどが張られていました。

こちらはシャワー室の様子です。廊下には、ご意見箱が備えつけられていました。

これは、医務室の中の様子です。白衣を着ている女性はお医者さんです。いわゆるホームドクター的な一般医で、朝の7時から午後1時まではこのお医者さんが常駐していて、そのほかの時間も24時間お医者さんを呼べる体制があるそうです。このほかに訓練を受けた専門の衛生士もいるということでした。

中に入っている人の中には、薬物、アルコール依存者がいるので、対話を通じたカウンセリングを行うダイアログプロジェクトというものを進めているそうです。このプロジェクトには、専門の医師、心理学者等が加わっていて、この試みは欧州の中でも注目を浴びているということでした。釈放された後も、依存者に対してはコンタクトをとって一定の援助をしていて、ウィーン市内のソーシャルワーカーと連携してよりきめ細かなサービスを提供するようにしているということでした。

場所が変わりまして、これは、ローマのレビッビア刑務所です。刑務所という名前ですけれども、受刑者と未決拘禁者の両方を収容している施設です。これが、レビッビア刑務所前での調査団の一行です。ピンクのスカートの女性が副所長さんで、その隣が所長さんです。

レビッビア刑務所の外壁の様子。レビッビア刑務所を外から見たところです。

レビッビア刑務所では、居室の中を見ることはできませんでしたけれども、居室のある建物のわきを通った際に居室のほうを見ますと、窓のところには洗濯物が干してありまして、庭のようなところに収容者が飼っている猫が歩き回っていました。収容者は、自費でワインを1日0.5リットル、ビールを1日1本、たばこは無制限に購入することができると。居室にはキャンプ用のガスコンロが置かれていて、自費で食材を購入して自炊することもできるということでした。

こちらでは、最近未決拘禁者の数が減っているということでした。それは、このような 刑務所、拘置所ですね、それに収容するのではなくて、そのかわりとして自宅拘禁、ある いは、精神的に障害がある場合は、精神病院ではない療養所のようなところへ収容する、 あるいは、国外に出ることの禁止、居住地域の制限ということで、施設に収容する形では ない形をとっている、特に自宅拘禁が最も多いということでした。

その次は、これは、ローマのローマ県警察です。ローマ県警察本部留置場の居室ですね。 イタリアでは、警察に逮捕されてから24時間以内に裁判所に連れていくことになってい ます。例えば、金曜日の夜あるいは土曜日に逮捕された者であっても、翌日、逮捕されて から24時間以内に裁判所に連れていかれます。この24時間という期間は、新しい刑事訴訟法が導入されたときに、それ以前よりも短縮されたということでした。実際に、この留置場の中にいるのは、16時間から20時間ぐらいということで、担当の裁判官が勾留の決定をした場合には、逮捕された者は刑務所、拘置所ですが、に収容されて、勾留の必要性がない場合には釈放されるので、再び警察に戻ってくるということはないということです。

警察の留置場では、原則として取り調べは行われません。逮捕されたときに、氏名、住居、職業などを聞く人定質問などがなされて、弁護人はこの人定質問のときに被疑者と接見することが多いということでした。例外的に取り調べを行う場合には、検察官から委託された警察官が2、3時間ぐらい取り調べをすることがあるそうですけれど、ほとんどないということで、弁護人には取調立会権があって、取り調べの状況は、録音または録画されます。録音・録画はごく普通のテープレコーダーやビデオカメラで行われて、本当かどうかわからないのですけれども、日本製のものが多いのではないかというふうに言っていました。

留置場の居室には、簡易ベッドとトイレ、洗面台があるだけで、さながら仮眠部屋というような感じのところです。ローマ県警本部には、独房が13室あるのですけれども、設備の一部が壊れたりしていて全部使えない場合もあるということでした。私たちは、午前中に視察に訪れたのですが、そのときは、その13室すべて、空室になっていました。

次に、電話なんですが、オーストリア、イタリア両国とも一定の条件のもとに弁護人や 家族などにプリペイドカード式の電話で電話をすることができるということでした。

こちらは、オーストリアのヨーゼフシュタット拘置所の廊下にあった電話です。公衆電話と同じもので、プリペイドカード式になっています。テレホンカードは自分で買うことになっています。ただ、カードを買えない人でも緊急の場合には職員が持っているカードでかけさせてあげることも可能だということでした。それから、どこから手に入れるのだかわからないけれど、携帯電話を持ち込んでこっそりかける人もいるんだというような話もありました。通話の相手は、予審判事によって面会を許可されている人に限られています。電話をかける際には、職員が立ち会って、電話をする先の電話番号を確認しているそうですけれども、相手方を直接確認することはなく、また、会話の内容も聴取していないということでした。

こちらは、ウィーンの警察留置センター内の電話で、逮捕されたこと、留置されたこと についてのみ弁護士へは直接電話で伝えることができるそうです。通話には警察官が立ち 会います。

イタリア・レビッビア刑務所の電話です。こちらは電話ボックスがあります。こちらも公衆電話と同じプリペイドカード式のもので、テレホンカードを差し込んで使用するようになっています。電話の相手は基本的に家族だけで、あらかじめ登録した人にあらかじめ登録してある電話番号にかけます。電話をかける場合は、交換台に通話をしたい相手を申し出て、交換台がつないでくれます。週1回、最長10分までというふうに決まっているそうです。原則として、看守が電話の内容を聴取したり記録することは禁止されているそうです。「その電話に出た相手があらかじめ登録した人本人かどうかということはどうやって確認しているんですか」と質問してみたのですが、「確認のしようがないので、確認

はしていない」ということでした。そういうことについて、要するに本人でない人が出て くる可能性がある場合に、裁判所の許可があれば、一定の場合に会話が記録されていると いうことなのですが、「その声紋を鑑定でもするしかないね」というお話でした。

次に、面会室等ですが、こちらは、ウィーンのヨーゼフシュタット拘置所のテレビ電話によって取り調べのできる部屋です。例えば、インスブルックの予審判事がウィーンにいる被疑者をテレビ会議システムを使って尋問するということができるようになっています。

こちらは、ヨーゼフシュタット拘置所の予審判事や警察官が取り調べを行う部屋です。

これは、ヨーゼフシュタット拘置所の弁護人との面会室です。以前は、先ほど見ていただいた予審判事や警察官が取り調べを行う部屋と同様、仕切りはなかったそうなのですが、ちょうど我々が視察した2週間ほど前に逃走事故があったということで、私たちが行ったときには、その間に透明な板の仕切りを設置する工事を行っていました。ただ、よく見ていただくとわかるのですけれども、真ん中に署名を求めるための書類の授受ができる程度の、手がちょっと入る程度の仕切りのない部分が残されています。

これは、ヨーゼフシュタット拘置所の一般の面会室です。1度に11人が面会できるようになっています。面会人との間には透明な仕切りの板があって、目の前にいるのですけれども、電話を使って会話をするようになっています。以前は、仕切り板に小さな穴があけられていて、そこを通じて会話をしていたのですけれども、穴から薬物が入れられるというような事例があったために電話方式に変わったということでした。

ヨーゼフシュタット拘置所では、1人の職員が多数の面会状況を同時に視察していて、会話の内容を聴くこともなく、録音する設備もないということです。ただ、ほかの拘置所には、会話の内容を傍受できる設備を設けた面会室もあるそうです。ただ、会話の内容を録音することができるかどうかということについては、法解釈が定まってはいないということでした。

こちらはさっきとは別の場所で、ウィーンの警察署の弁護人との面会室です。仕切りなどはありません。この面会室は、実は、職員の休憩室にも利用されているということで、電子レンジが置かれていました。レビッビア刑務所でも、弁護士との接見に使用する面会室は見たのですが、残念ながら写真は撮らせてもらえませんでしたので写真がないのですけれども、8畳から10畳ぐらいの大きさの普通の部屋で、中央にテーブルがあって、これを囲んでいすが置いてあって、仕切りは全くない普通の部屋でした。

次が、レビッビア刑務所の一般の面会室です。一般の被拘禁者は、このような面会室で面会します。仕切りというのは、この仕切りというか間に机があるだけなので、体を触れ合うということもできるということです。

これは、レビッビア刑務所の子ども連れの面会者との面会室で、子どものおもちゃなど が備えつけられています。一般の面会室も子ども連れの面会室も、職員が面会に立ち会っ たり会話を聴取するということはなくて、離れたところで監視しているというだけだということでした。

海外調査で見てきたことのごく一端をご紹介しました。早回しで来てしまいましたので、 わかりにくかったかと思いますけれども、これらの中から学ぶべきことも多いかと思いま す。この後のプログラムについても、今ご紹介したことを思い浮かべていただきながら聞 いていただいて、ぜひ皆さんにもいろいろ考えていただきたいということをお願いして、 私の報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

3.えん罪当事者が語る・日本の刑事拘禁の実態 証言・日本の代用監獄・拘置所

【司会(神)】 これからは、「えん罪当事者が語る」と題しまして、「日本の刑事拘禁 の実態」について3つの例をご紹介したいと思います。

プログラムでは、3つ目として、杉山卓男さんの報告があることになっていますが、杉山さんがこちらに到着するのがおくれますので、それは後ほどということで、最初に、福岡県の前杷木町長の中嶋玲子さんに、「えん罪はこうしてつくられる - 2 2 1 日間の勾留で経験したこと」と題してお話をいただきたいと思います。聞き手は、刑事拘禁制度改革実現本部事務局次長・幣原廣です。よろしくお願いします。

(1)「えん罪はこうして作られる・221日間の勾留で経験したこと」

中嶋 玲子 前杷木町長

聞き手: 幣原 廣 日弁連刑事拘禁制度改革実現本部 事務局次長

【幣原】 幣原でございます。本日は、福岡からテレビ会議という形で参加されている中嶋玲子さんをご紹介いたします。中嶋さん、一言ごあいさつをお願いいたします。

【中嶋】 皆様こんばんは。福岡の中嶋でございます。よろしくお願いいたします。

【幣原】 よろしくお願いいたします。

中嶋さんのプロフィール及び中嶋さんが無罪となった事件の概要については、お手元の プログラムの裏面の一番上に書かれておりますので、ごらんください。

中嶋さんは、九州の市町村で初の女性首長となった前福岡県杷木町長でございますけれども、この事件で221日間勾留され、ことし3月25日に無罪判決が言い渡され、無罪が確定しました。ことし7月に日弁連が開催した「取調べの可視化」シンポジウムにも出ていただきましたけれども、本日は、起訴前における代用監獄での経験を中心にお聞きしたいと思います。

まず、中嶋さん、この事件で2003年10月28日に逮捕されたということですけれども、逮捕されて、その後、取り調べを受けたのは、福岡県甘木署という警察署ということですか。勾留場所は甘木署ということではなかったんですか。そこら辺はどうなのでしょう。

【中嶋】 逮捕されましたのは、おっしゃるとおり甘木署でございました。けれども、 甘木署というところには、女性用の留置場がありませんでしたので、その甘木署から1時 間ぐらい高速道路を走った別の警察署の留置場で寝泊まりをさせられました。

【幣原】 そうすると、毎日の取り調べというのは、どういう形でどこでされたのでしょうか。

【中嶋】 その筑後署の女性の留置場がありますところへ甘木署から車で迎えが来まして、1時間護送されまして、甘木署で朝の9時くらいだか10時ぐらいから夜の11時半ぐらいまで取り調べがずっと延々続きます。そして、11時半ごろから、また高速道路で

護送されまして筑後署に帰りますので、12時半から1時ごろに留置場に帰ってきます。 そういうことの繰り返しがずっと20日間続きました。

【幣原】 中嶋さんにとっては言われもないことで取り調べを受けるのはつらかったと思いますけれども、勾留されている筑後署の居心地と申しますか、そこら辺はどんなようなことでしたでしょうか。

【中嶋】 そうですね、もう居心地と言うより、何よりも、私も大変興奮しておりましたし、その上、筑後署には夜遅く戻ってきて、もう翌朝9時ぐらいには迎えに来られますので、筑後署の印象はございません。夜11時半ぐらいまで調べられますけれども、その後、甘木署から甘木署の女性の職員さん、警察官だと思うんですけれども、その人がついてこられて、私は枕元でずうっと24時間監視をされておりました。夜中の2時ごろに違う女性の方と交代して監視を続けるんですけれども、朝、目が覚めるまでずうっと24時間監視でしたので、きっと私が夜中に寝言を言ったことまで法廷で証言するんじゃないかなとか、それから、私を追い詰めているのではないかなと思いました。大変私としてはとてもきつい思いがいたしました。本当に、今、思い出すだけでもつらいんですけれども、何のために夜中まで24時間体制で監視をしなければならないのかとつくづく今思っております。

【幣原】 そうすると、中嶋さんにとっては24時間その警察の監視下に置かれているというふうな意識だったということですね。

【中嶋】 そうです。だから、私のプライバシーというものは全くありませんし、そして、もう絶対に自白させるぞというような、そういう意気込みも私は感じまして、本当に今思い出すだけでも苦しかったし、全然気を抜く時間がなかったというふうに思っております。

【幣原】 その間、どういう取り調べが行われたかについて語っていただけますか。

【中嶋】 そうですね、毎朝甘木署に連れていかれまして、最初の1週間ぐらいはずうっと質問をするわけですけれども、だんだん向こうのほうもあせりが出てきて、いろんなことを言います。最初は、偽物の書類を書くということを知っていただろうとずっと言うわけです。「知っとった」と言えばいいんだと。だけれども「知りません」とずうっと言い続けていたんですけど、そのうちに「80歳になる親が心配しているぞ」と、「心配をかけたらかわいそうじゃないか」と、「早く出直して帰ってやれ」、そういうふうなことを言われました。それでも、私としては絶対に偽物と知っていたわけではないので、「違います」と答えますと、「町長だろう、町長ならばその責任をとるのが、部下を助けるのが町長の責任のとり方だろう」と、そういうふうな物言いで、ずっと言葉で責められました。

それから、なかなか私が自白しないということで、たばこの灰を吹きかけたり、それから、「耳のそばで言ってやろうか」ということで、耳のそばで大声を出して問い詰められたりしました。鼓膜を破られては大変という思いで、顔をそらしますと、つばが顔にかかるような至近距離から、「知っとっただろう、知っとったと言え」と、そういうふうに迫られました。また、「おれはやくざ専門だぞ」と、「やくざばっかり見てきたぞ」と、「ナバ(注:方言で茸の意)にしてやろうか」と、方言で「ナバにしてやる」というのはぐったりさせるという意味がございます。やくざ専門だからぐったりさせてやるぞと、そういうふうなことです。私は大変恐ろしくて足ががくがく震えました。

それから、最初の頃は取り調べの午前中と午後にお茶を入れてくれていたんです。また、トイレに行くのも生理現象だから言っていいぞということだったんですけれども、だんだん日にちがたってきますと、トイレに行くと言って取り調べを逃げているんだろうということで、午前中も午後もお茶をくれなくなりました。そんな形で、毎日毎日怒鳴られっぱなしというんですか、そういう形で取り調べが続きました。

【幣原】 そうすると、朝から晩まで甘木署というところで取り調べを受けていたということでしょうけれども、昼食とか夕食というのはどこでとられたんですか。

【中嶋】 そうですね、昼食と夕食は甘木署の留置場の中の接見室で食べていました。 お昼は1時間、それから夕方も1時間、接見室の中で女性の警察の職員さんや女性の刑事 さんが横にいて監視するところで昼食を食べていました。何といいますかね、取調室から出てこられることだけは大変ありがたかったんですけれども、それでも拘置所と違って、やっぱり味がしませんでしたね。朝ご飯とか、それから、起訴が決まってから筑後署の留置場で食べるときは、部屋のごみの吐き出し口のところから食事が入れられますので、それを食べるときにも味がしなかったことを覚えています。今思い出すだけでも、本当に自分でよく耐えたなというふうに思っています。

【幣原】 留置場の房の中というのは、何か圧迫感とかそういうことはございましたか。

【中嶋】 そうです。留置場でも独房に入っていたんですけれども、周りは四方が壁で、小さな明かり取り窓はあったんですけれども、室内に何も品物は置いてございません。何もないがらんとしたところにいるときの圧迫感といいますか、大変息苦しくなってきました。途中で息苦しさを抑えるために畳の上をうろうる歩き回るとやっと落ち着くと、そういう状況でございました。というのも、起訴をされた10日後に拘置所に移されたんですけれども、拘置所には、自分の衣類とか、それから洗面台もあり、本とか調書とかそういったものが入れてありましたので、自分の荷物がある、生活臭がするということで、拘置所では大分圧迫感を感じなくなりました。留置場のほうで、ずうっと24時間警察の監視の中にいるということのつらさというのは、中に入ったことのあるた者でないとわからないと思います。

【幣原】 何かトイレに行くときにもやはり警察の者が付き添っていたんですか。

【中嶋】 そうです。トイレに行くのは、やはり甘木署の留置場の中のトイレを使わせられていました。だから、留置場の入り口まで取調官がついてきて、そこから留置場のかぎをあけてもらって、取調官ではない女の職員が私の腰ひもをつかまえたままトイレの入り口のところまでついてくる。そして、用を足した後には、また手錠をはめて、腰縄をつかまえて留置場の外へ連れていくと。そして、留置場のドアを出ますと取調官が取調室までまたついてくる。そういった状況でございました。

【幣原】 そういう状況の中で、本件は接見禁止、要するに弁護人以外の者との接見はできないという状態が最後まで続いたということですね。その弁護人の接見が唯一取調官とか警察官以外の人との会話ということになっていたわけですね。

【中嶋】 そうですね、私は221日勾留されていたんですけれども、保釈される10日前にやっと接見禁止がとれました。それまでは、弁護士さんだけが私の唯一接見を許された方でございました。

【幣原】 そうすると、弁護人との接見がなければ、中嶋さんが最後までその否認とい

うことで頑張れなかったということになるのでしょうか。

【中嶋】 そうですね、弁護士さんが取り調べの間じゅう、毎日3人で交代で来てくださいました。そのときに、「どの時間が一番きついですか」と尋ねられ、もうそのときには耐えられなくなるぐらいに消耗していましたので、「夕飯を食べた6時から11時半までがとても長く、その時間が一番つらいです」とお話ししましたところ、3人の弁護士さんが交代で毎日接見に来てくださいまして、1時間なり面会をしていただきました。そうしましたら、警察のほうはそれが大変気に食わなかったようで、毎日弁護士は何をしに来ているのか、何を弁護士と話したのかと、そういうふうで大変責められたことを覚えております。

【幣原】 なるほど。これは、中嶋さんが経験されたように、こういうふうに警察の留置場に勾留されて警察の取り調べが続くという状態、夜は警察の留置場で寝起きして1日警察で過ごすという状態についてはどう思われますか。

【中嶋】 そうですね、先ほども言いましたように、1日じゅう、四六時中警察の手中にありますので、本当に、もうだれも味方がいないといいますか、周りの人はみんな私を容疑者と、そして犯人だと決め込んでいる人ばかりの中に1人でいるというこのつらさというんですかね、つらさを通り越した苦しさというのをつくづく感じました。もし、弁護士さんが来てくださらなかったら、私は本当に嘘でも警察の言いなりになっていたかもしれないという思いが今もあります。

【幣原】 その取り調べが続く中で、体力、気力等が弱って、自白寸前にまで追い詰められていたということでしょうか。

【中嶋】 そうです。1日24時間警察からずうっと監視をされて追及されて、昼は怒鳴られっぱなし、そして夜は枕元で監視つきと、そういうことがもう1週間ぐらい続いてくると、これが永久に続くのではないかなという思いがしまして、思考力がだんだん鈍ってきました。そして、体力も気力ももう限界に近いような気持ちになってきました。でも、本当に自分でもよく持ちこたえられたなと思っています。

【幣原】 ただ、中嶋さんの場合には、取り調べは甘木警察署で、夜、寝るところは筑後署ということで分かれていたという点で、1日じゅう、甘木署で取り調べを受けていたという状態とは少しは違うわけですね。その点についてはどうですか。

【中嶋】 そうですね、私の場合は、たまたま女性の留置場が甘木署になかったばかりに1時間かけて筑後署の留置場と甘木署の間を高速道路を通って護送されていたわけですけれども、その間がやはりほっとしていました。車の中では取り調べがない、また筑後署の留置場でも取り調べがないという思いがありましたので、そのときがほっとする時間でした。もしそれが甘木署で調べられ、またその留置場で寝泊まりをさせられていたならば、本当に自分は憔悴し切ってしまっただろうと思います。

こんなことがあったんですけれども、朝、迎えに来られて高速道路を護送されていく車の中で、運転をしている甘木署の職員がラジオをつけていたんですね。そのラジオから、昔、よく歌っていた「青春時代」という歌が流れてきたときには、涙が出るぐらい、人心地のついたような、何かこう、やっと世間の中に少し触れられたような気がいたしました。もし、勾留期間中ずっと甘木署にいたならば、もう本当に私は、うその自白をせずに信念を貫くことがきっとできなかっただろうと思っています。それが証拠に、勾留されている

間に日記を書き始めていて、1日に1行か2行書いていたんですけど、「今日もまた、もうすぐ迎えが来る。今日もまた自分の信念を貫いてこの筑後署に帰ってくることができるだろうか」というふうなことを書いたり、それから、「もうどうでもいい」、「もうこのまま自分はどうかなってしまうんじゃないか」と、そういうふうな日記を1行か2行したためていました。ひょっとして、私が甘木署にずっと勾留されていて取り調べもそこで一緒にされていたならば、本当に倍の倍も苦しみを感じていただろうと思っています。

それから、勾留中で大変苦しかったのは、だれともしゃべれないこと、それから孤独感。 そういったことが本当につらい思いでございました。だけれども、もし男性であったなら ば、甘木署でそのまま寝泊まりもしなければならなかったので、私は、その点は助かった なというふうに思っております。

【幣原】 ありがとうございました。

中嶋さんの経験は、まだまだいろいろあると思いますけれども、残念ながら,きょうはちょっと時間の制約がございますので、ここら辺で中嶋さんのお話を終わらせていただきます。最後に何かありましたら一言お願いいたします。

【中嶋】 私を本当に犯罪者と決めてかかっているその警察のやり方には、本当に憤りを感じます。そして、精神的に追い詰めて、そしてうそでも自白をさせようとするこのやり方を、ぜひとも改善してほしい。弁護士さんやら支援者の皆さんが来られていなかったならば、きっと私も信念を貫き通すことができなかったと思います。起訴された後に、拘置所に移ったときには、大分精神的にも落ち着いてまいりました。ぜひとも取り調べが不法に行われないような取り組みをぜひともしてほしいと思っております。

【幣原】 ありがとうございました。

どうも、中嶋さん、ありがとうございました。どうもありがとうございました。(拍手) 【司会(神)】 ただいまの中嶋さんの話は、福岡の天神法律相談センターから、テレビ会議システムを利用して行いました。

続きまして、「未決拘禁が阻む刑事弁護 - えん罪で被疑者・被告人となった経験から」 と題しまして、オウム事件の麻原彰晃被告人の一審の主任弁護人を務めました安田好弘弁 護士にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。(拍手)

(2)「未決拘禁が阻む刑事弁護 - えん罪で被疑者・被告人となった経験から」 安田 好弘 弁護士

【安田】 皆さん、こんばんは。安田です。

私は、今から7年前になるんですけれども、1998年の12月から翌年の1999年の9月まで、約10カ月間、日数として296日間ですけれども、警視庁の代用監獄と東京拘置所に身柄を拘禁されていました。

警視庁の代用監獄というのは、時代劇に出てくる牢屋そのものというほかはありません。 違うのは、例の木の檻が金属でできているというだけでした。それは、詰まるところ、捜 査官が好きなときに好きなように被疑者を連れ出して取り調べができる、それを保障する ための「人間の物置」、それ以外の何物でもありませんでした。

私に対しては、検察は、全く取り調べをしようとしませんでした。しかし、警察は、毎

日必ず私に対して15分から30分間の取り調べをやりました。黙秘を続ける私に対して、彼らは何と言ったのでしょうか。「黙秘は卑怯だ」と、「黙秘権なんぞありはしない」と、「やっただろう、おまえは、卑怯なやつだ」と、「弁護士ならば責任をとれ」と、幾多の罵詈雑言を私に対して浴びせ、自白を迫ってきたわけです。

先ほども話がありましたけれども、仮に1日に30分間の弁護人の接見があったとしても、残りの時間すべては彼らが支配し、彼らが好きなように被拘禁者を取り調べ、また、自白の強要を求めることができる、それが現在の代用監獄、その制度だと思います。つまり、代用監獄は、法律に規定してあるような罪証隠滅や逃亡のおそれを防止するためではなくて、まさに取り調べと自白の強要のために存在するのだということを、ぜひ皆さん方にわかっていただきたいと思います。

私は、29日間、警視庁の代用監獄に拘禁された後、東京拘置所に移されました。最初の5カ月間は、いわゆる自殺防止房に拘禁されました。房の天井、真上にテレビカメラがあります。さらにその横に集音マイクがあります。24時間カメラが私を監視しているわけです。もちろん房内には突起物は一切ありません。窓ははめ殺しです。2つある窓のうち1つ、片方だけはあけることができます。しかし、あけたその先には、パンチングメタルボード、つまり小さな穴があいている鉄板が打ちつけられているだけ、そういう房に私は収容されました。

当時の東京拘置所は、真夏の暑い日であってもうちわ以外に涼をとる手段は一切ありません。一日中、じとじととして、汗が乾く間もなく翌日を迎えると。そして、厳しい寒さの冬には、1つのカイロ以外、暖をとるものはありません。手袋をした手にボールペンを持って手紙を書く、そういう状況でした。しかし、それでもなお東京拘置所では自然の光が入ってきました。そして、わずかながらも外気の流れが房の中を通り抜けました。さらに、衣類、ノート、あるいは書類、筆記用具、食糧などの私物を房内に持つことができたわけです。自殺防止房の中にあっても、私は、拘置所は留置場に比べ天国と感じたわけです。留置場は人工の光しかありません。外気も吹いてきません。房内には、昼間を除いて私物を一切持つことができません。夜、9時の消灯の後、朝7時の起床まで何もすることができない、時計さえもすべて奪われている、それが留置場であったわけです。

私は、多くの弁護人あるいは友人の接見を受けました。しかし、閉ざされた接見室の中で、アクリル板にあけられた小さな穴を通して会話をする、それがどれほど不自然なことであるか、どれほどのことをその穴を通して伝えることができるのか、現実に、私が入れられて初めて体験しなければわかりませんでした。それは、穴を通してただ活字が行き合っているだけ。心も通じません、難しい話もできません、真に相談することもできない、これが接見の現状であり、接見室の現状であるわけです。遮蔽板のないところで記録を手にして顔を突き合わせて打ち合わせをすることができる、これが絶対的に必要であるわけです。これが保障されているかどうか、まさに被拘禁者の権利の保護が本質的に保障されているかどうかの問題だと私は思っています。

留置場ではもちろん拘置所の中にあっても付箋を使うこともできません、マーカーもありません、ホチキスもありません、もちろんコピーもできません。コンピューターなどおよそ使うこともできません。こういう中で、被疑者・被告人が一体どうして記録を検討し、その誤りや矛盾を追及していくことができるのか、一体どうやって防御せよというのでし

ょうか。それは、防御権の剥奪というほかないと私は思っています。

拘置所にあっても一日中、房の中に閉じ込められ、座る位置が指定され、物としてしか 扱われない、もっぱら管理・監視される。それは、まさに監禁以外の何ものでもありませ ん。それは、むき出しの暴力と言うほかありません。

私が当時つけていたノートに、私の2つ隣の房の収容者に向かって看守が話していた言葉がメモされています。「ガタガタ抜かすんじゃねえ、てめえ、この野郎と怒鳴りちらす。靴で房の房扉を激しく蹴る」と。それは暴力以外の何ものでもありません。収容者をして恐怖に陥れるのに十分です。そして、それはやがてその被収容者の人格をゆがめ、肉体と精神を破壊するのに十分だと思います。これほど激しい人権侵害は存在しないことをぜひわかっていただきたい。そして、検察官が起訴し、罪証隠滅のおそれがあるというだけでこれだけの苦痛を負わされるわけですから、もはやそこには法の支配は存在しないと私は思います。

無罪推定の原則は一体どこに行ってしまったのでしょうか。厳格な証明により有罪が認定されなければ罰金さえも科すことができないという現代司法の自由原則は一体どこに行ってしまったのでしょうか。私の自由を10カ月間にわたって奪った理由、それは唯一私が罪証隠滅をするおそれがあるということだけでした。しかし、そもそも罪証隠滅をするおそれがあるということが、どうして私の自由を奪う理由になるのでしょうか。ぜひ皆さんに考えていただきたいと思います。人身の自由はそれほど軽く危ういものであったのか。私たちが享有する社会は、決してそのようなものではなかったはずです。現に私が罪証隠滅をしたならばまだしも、私が罪証隠滅をするおそれがあるということだけで、このような拘禁がなされたわけです。しかもそれは、検察官が約70ページにわたって作成した全くの虚偽と敵意に満ちた調書を唯一の根拠とする不当なものであったわけです。

国家刑罰権の行使の要請はそれほどまでに絶大であってはなりません。私たちは、刑事手続というのは、99人の有実の人が仮に無罪となったとしても1人の無辜の人が有罪になってはいけないという理念のもとに存在すると教えられてきたはずです。しかし、現実はそうではありません。刑事手続は、もっぱら官憲が有罪を獲得するために行っている恣意的な拘禁のための手段となっており、これを正当化する道具として利用されているものです。

私の友人の弁護士たちは、私に有実を認めると、検事に謝罪し、弁護士をやめることをアドバイスしてきました。そうすれば起訴と同時に保釈となり、執行猶予の判決を得て、やがて3、4年で復活するだろうというわけです。私にやってもいないことをやったと認めるとアドバイスした私の友人たちは間違っていたのでしょうか。私は、決してそうではないと思うんです。私は彼らのアドバイスに従いませんでした。しかし、そのために10カ月間も勾留され、5,000万円もの保釈金を払わされている。ようやく5年後に一審判決が出るまで行動制限をされた上に、月2回という裁判の負担を負わされたのです。間違っているのは、私の友人たちではなくて、いまだ有罪さえ認定されていないのに逮捕、勾留され、否認すれば罪証隠滅のおそれがあるとして保釈を認めない現在の日本の刑事司法そのものだと私は思います。

逮捕、勾留に対する恐怖は、死刑と同じく被疑者をしてやっていないことをやったと認めさせるに十分であると思います。その絶大な不利益は、弁護人をして依頼者にやってい

ないことをやったと認めるようアドバイスさせるほどに厳しいものなのだと思います。不本意にも弁護人は依頼者の利益を守るために、検察官の手先になって依頼者を説得して、事実でないことを事実であると認めさせざるを得なくなっているのが実情です。現在、取り調べの可視化に向けた努力がなされています。これは、自白の強要を阻止する上で絶対的に必要だと思います。しかし、可視化だけでは、逮捕や勾留による恐怖や苦痛、あるいは混乱、これらを阻止することはできません。私たちは、代用監獄を廃止し、そして勾留という制度そのものを根本的に見直していく必要があると思っています。

私は、捜査段階において弁護人がいれば、そして、連日の接見を繰り返すなどの弁護活動を展開すれば、冤罪を防ぐことができると考えていました。刑罰と未決拘禁とは別物であると考えていたのです。

しかし、そうではないのです。未決拘禁は、刑罰といささかの変わるところなく、あるいは、それ以上に苛酷であり苦痛であったのです。保釈においても同じです。保釈は、決して未決拘禁の苦痛からの解放ではありません。保釈金は、私に借金という名の重大な経済的負担を強いました。これは、罰金と何ら変わりません。ましてや、行動制限は、私の日常生活に大きな負担となりました。

逮捕・勾留さえなければ、被疑者は、弁護人の援助がなくても、拷問も自白の強制も受けることはありません。やっていないことをやっていないと堂々と言うことができるのです。言い換えれば、逮捕・勾留が存在する中にあっては、捜査段階から弁護人の援助を得られたとしても、それは、多くの場合において、あるいは決定的な場面において、冤罪を作り上げる道具でしかないのです。

富める人も貧しい人も,捜査段階から等しく弁護人の弁護を受けることができてしかるべきですし,これが当然に実現されるべきでしょう。

しかし,日本の刑事司法の病巣の核心は,そこにはないのです。未決拘禁を当然のごとく認めている。問題の核心は,そこにあるのです。これらの徹底した抑制と廃止を射程距離におかない刑事司法改革の指針は,改革の名に値しないと考えます。

ぜひどうか刑事司法の健全さを回復するために、いま一度代用監獄廃止のために、また、 罪証隠滅というような全く根拠のない拘禁理由を理由として身柄を拘束する、こういう制度を廃止することに向けて、皆さん、力を合わせていただきたい、そのように私は思います。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会(神)】 安田先生、ありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、3つ目の事例については、杉山さんがこの会場に到着し次第ご報告をお願いすることにして、次に、「国際社会から見た日本の代用監獄」ということで、アムネスティ・インターナショナル日本事務局長の寺中誠さんにお話しいただきます。先ほど、海外調査でも国際社会における代用監獄の実態がわかったと思います。寺中さん、よろしくお願いいたします。

4. 国際社会から見た日本の代用監獄

寺中 誠 アムネスティ・インターナショナル日本 事務局長

【寺中】 皆さん、こんにちは。アムネスティ・インターナショナルというのは、国際

的な人権擁護団体ということで知られています。そのこともあって、「国際社会から見た 代用監獄」という演題を与えられたというふうに理解しています。基本的には、まず、代 用監獄(Daiyo Kangoku)というのは今や国際語です。日本語ではないです、もう既に。世 界で「Daiyo Kangoku」と言うとそれだけで通じます。ただし、発音が非常に難しいので、 皆舌をかんでいますけれども。この間、経済同友会と代用監獄の違いがわからないとうち の事務総長が言っていたんですが、それぐらい発音が似通っているそうです。

そのうちの事務総長、アイリーン・カーンが、この間の6月に日本にやってきまして、「代用監獄は、日本の人権史上、の汚点である」という発言をしています。その彼女が最も重点的に批判したののは、日本の自白偏重主義です。とにかく自白をとって、有罪にもっていくという、現在のこの自白偏重主義、そういう形でつくられていく検面調書、そういったようなものに関して一番大きな問題があると、我々は考えています。

これが一体何を意味するのかといいますと、まず、日本では、人が捕まりますと、まず警察に連れていかれます。先ほどの海外調査の結果をごらんになればわかるとおり、普通だったらその警察に連れていかれて、そこからすぐに裁判所に持っていかれて、そこで拘置施設に入るわけですね。ところが、日本の場合は、そのまま警察の中の留置場に入ってしまう。警察の留置場というのは、確かに総務関係の警察官がついていて、捜査段階の取調官とは別だということにはなっているんですが、同じ警官です。警察という、ある意味では同じファミリーの中にあります。そこで24時間ずうっとその監視体制の中に置かれるという状況になります。

その中でどういうことが行われるのか、今のお話の中で幾つも出てきたと思います。かなり罵詈雑言を浴びせられ、そして房の柱を殴るとか、あるいは蹴るとか、あるいはつばきが飛ぶような形で怒鳴り合うというようなことが行われます。現実に私も留置場のほうに行きましたら、今、一応刑務所では、基本的に軍隊式の怒鳴り合いというのを報告のときにはしないことになりつつあるんですが、留置場ではいまだに生き残っていますね。もう平気で怒鳴ってうわっとこう報告をするというそういう風潮があって、非常にある意味ではうるさい、そういう場所です。その中で、当然中に入っている人が恐怖感を持たないということのほうがおかしいわけで、彼らは非常に恐れおののくわけです。特に初めて入った場合なんかはそうなります。

恐れおののいているその被疑者たちを、じゃあ今度はどうするのかといいますと、長い長い取り調べが今度は襲うわけです。先ほどのイタリアの例なんかですと、ほとんど取り調べは行わないというようなことがあります。つまり、きちんとした取り調べというのは、検察官とか、あるいは予審判事とか、そういう司法関係のところに持っていかれる。警察がそういうことをやるという形にはなかなかならないというような一種の原則が貫かれているところはそういうふうになります。ところが、日本の場合は、そういう形で警察がどんどんどんどんと捜査を主導していく、そして全部それを独占するという状況になります。

一番の独占のシンボルが取調室の中です。そこには、取調官と被疑者以外はだれもいません。これ自体が考えにくいことですね。普通であれば、そこにだれかほかの人が入っていいはずです。つまり、弁護人であるとか。皆さんも海外のドラマなんかを見ればわかるでしょう。捕まったら,まず最初に被疑者が言うのは、弁護人を呼んでくれと、弁護士に電話させろということですね。ところが、日本の場合は、それ自体が非常識です。まず、

弁護人に連絡をすること自体はできるかもしれませんが、取調室の中に入っていくことは できません。

国際基準を見ていくと、こういうような形で、もう拷問に近いような尋問が横行しているというような状況をかんがみると、拷問を防止するための方策であるところの尋問中の弁護人の立会いは必要であるという先例が出ているんですね。これは、拷問等禁止条約の拷問等禁止委員会が出した一種の見解ですが、そういう基準が出ています。つまり、尋問中に警察官だけで、弁護人が立ち会うことができないというのは、これ自体が国際基準からいっておかしいということがもう既に言われている問題です。

被疑者段階での国選弁護がいまだにきちんと権利として確立されていないというという 現状も1つ大きな問題ですし、それから、また、これは取り調べと直接関係ないところで すけれども、いわゆる接見禁止がつかないで、普通の人たちが接見ができる状況のときに、 当然警察官が立ち会いますね。その警察官が立ち会ったときに、警察官はそのときの言葉 を解さなければいけないという条件がついていることも問題です。これは何のことを言っ ているのかといいますと、外国人の場合、よその国からその外国人の友人あるいは家族が 訪ねてきたと、どうしているのかいということで心配して訪ねてきたと、それで中に入る と。ところがその国の言葉でしゃべっちゃいけないんですね。それは、立ち会う警察官が その言葉を理解することができないから、だからしゃべるなと言われるわけです。だから、 英語でしゃべるんだったら英語の通訳を向こうでつけなければいけないと、そういったよ うな話になってくるわけですね。これは非常にナンセンスです。先ほどの海外視察の結果 の中でも、ほかの言語を通常使えるようには普通はしているはずです。ところが、それが できない。ほかの言語が使えず、どうしてもそこの日本人であることが多い、そういう警 察官をそこに配置して、形式的にもそこの人がずっとそれを聞いているという状況をつく らなければいけない。これが現在の日本の代用監獄の状況です。

実は、この点についてもう少し付言しますと、審理、つまり裁判段階でも同じことが言えます。裁判段階で法廷通訳をつけるということになりますと、本人たちが選ぶことができません。法廷通訳は法廷通訳という形で法廷がつける通訳しかつけられないということになってきますので、そういう意味では、そこの国の言葉をきちんと自分の側としてしゃべる人を通訳としてつけたいと思うような被疑者は、自分の権利が侵害されたと思うでしょうね。つまり、海外からやってきたような人が一番日本のこの刑事司法風土になじんでないわけですが、そういう人たちは、数々の違和感をここに感じるわけです。そして、その数々の違和感というのは、その外国人、その被疑者の外国人だけではなく海外の大使館の領事、この人たちは、やはり刑事司法の過程に関与してきますので、こういう人たちも非常に強くその違和感を持っています。これらを一種統合していくものが、それが国際人権法、国際人権基準ということになるわけですが、今の日本は残念ながらこの国際人権基準をほとんど無視しているという状況に成り立っています。

その成り立っている状況というのが、結局、「日本では、人権は守られているのだから」という括弧つきがついているんですね。だから大丈夫なんだと。「人権が守られている」はずの国がこういう状況というのは、そもそもがお寒い限りですが、しかし、一般の人々の感覚は、「日本は人権が守られている、ましな国だ」という感覚です。その感覚というものは、実は大いに疑問だし、これから問い直されなければいけないというふうに私たち

は考えていますし、その1つの例がこの代用監獄のシステムだということが言えます。

試しに、いろいろな形で日本は人権が守られているというふうに思っている人たちに、日本での有罪率が99.8%だということを聞いてみてください。まずほとんどの人が信じられません。これは、ほかの国の人に70%ぐらいでしょうというふうにまず普通は言われます。80%行ったらすごいね、9割方といったらちょっと恐ろしいねという話なんですが、日本の場合は99.8%ですと言ったら、それでは司法はないも同然だと言われました。全くそのとおりです。

つまり、裁判所というものがある程度機能するためには、そこに選択権がなければいけません。ところが、今は裁判所自体に選択権がほとんどないような状況です。もちろん全くないとは言いません。しかし、非常に無罪というその判決が出にくい、そういう状況の中で、当然無罪判決を書かなければいけない裁判官にも相当大きなプレッシャーがかかります。無罪判決を出してしまったときの検察官の失点たるやこれも相当大きなプレッシャーになります。こういうさまざまな構造が現在のこの高い有罪率を維持し、しかもそれに対する異論を封殺するというふうに動いているのだとすると、それは人権状況にとって非常にまずいことが起きているというふうに考えざるを得ません。

これを打破する1つの大きな契機があります。それは、ほかの国でもそうだったんですが、取り調べの最中にビデオ録画、あるいは録音をすることです。こういう電子機器による記録が入ることによって、まず、実は、取り調べ側にも利益があります。それは、取り調べ側は、そういう客観的な証拠が入ることによって、被疑者が証言を翻したというときに、取り調べのときにはこう言っていたじゃないかということをはっきりとその証拠をもって示すことができるわけです。そして、また、例えば、取り調べの最中に暴行を受けたと被疑者がうその非難をした場合、そういうことはなかったというようなことが証拠にとられるわけです。したがって、それは取り調べ側にとっても利益になるはずなのですが、しかし、日本の取り調べ当局、法務省、検察庁などは、この電子機器によるその記録というものに対してほぼ一貫して反発をしています。

アムネスティがこの代用監獄問題を取り上げたのは、1989年にさかのぼります。その前から日弁連が相当精力的にやっていらっしゃったその状況を見た上で、アムネスティがその国際人権法に基づいて代用監獄を取り上げよう。そして、1993年には、国際人権(自由権)規約委員会の日本政府報告書審査の中で代用監獄問題が大きく取り上げられ、日本政府はたたかれました。日本政府は、それには非常に敏感に反応したと言われています。その後、日本政府は、代用監獄に関する英文パンフレットをつくって、そして紹介をするということをしました。この英文パンフレットをつくるという作業は、間違いなく国際的なそういうプレッシャーに対する回答を用意したということなのだろうというふうに思います。

そして、1998年、再び日本政府の報告書が審査されます。その中で、やはり代用監獄制度が非常に強く非難され、このときに、電子機器による記録というものをちゃんと導入しなさいという勧告が出ました。即座に検察庁が反応します。それは必要ないと。現在でも法務省、検察庁のそれに対する感覚は変わっていません。しかし、先日、私どもがその事務総長と法務省の当局と会ったときには、法務省当局は、それは刑事司法全体を変える大きな問題ですと答えました。それは、もちろんそれを入れたくないという文脈で使っ

たんですが、それは、いみじくもそのとおりなんです。つまり、そういう形で電子機器的な記録という制度が入ってくれば日本の刑事司法は変わります。実は、これも本当に一点集中で全面突破できる、それだけの大きなインパクトを持った、非常に細かい話のように聞こえますけれども、この電子的記録を導入する、取り調べを可視化する、これは非常に重要な問題なのだというふうに私どもでは考えていますし、ぜひこの1点に絞ってでも日本の刑事司法を根本から変えていきたいと思っています。

日本では、矯正関係に関しては、だんだんとですが、少しずつ改善の道がつけられ始めました。しかし、未決はいまだに手がついておりません。未決の部分で多くの問題が生じています。女性の問題、子どもの問題、そういったものがどんどんと起きています。先ほど紹介された外国調査の中には母子棟などの紹介もありました。そういう制度は、日本ではまだ全然充実しておりません。したがって、日本のこの刑事司法を裏面から支えているこの代用監獄を何とかして変えていく、そして取調べを可視化してその刑事司法を変えていく、そういう方向に進めなければ、日本の人権史というものは、まさに汚名にまみれたまま終わってしまうということになってしまうと思います。ですから、ぜひこの代用監獄の制度というものを皆さんと一緒に変えていきたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

【司会(神)】 寺中さん、ありがとうございました。

ここで、今度は学者の立場から「未決拘禁の国際水準 - 取調べ・接見実務の改革への視座」と題して、立命館大学の葛野尋之先生からお願いしたいと思います。お手元の配布資料の中にレジュメがありますので、ご参照いただきたいと思います。

5 . 講演「未決拘禁の国際水準 - 取調べ・接見実務の改革への視座」 葛野 - 尋之 - 立命館大学教授

【葛野】 こんばんは。立命館大学の葛野と申します。

先ほど、お2人の方の、警察の留置場に拘禁された経験をうかがいました。安田さんは「人間の物置」とおっしゃいましたし、中嶋さんは「寝言まで捜査されているようだ」とおっしゃいました。代用監獄に拘禁されて取り調べを受け続けることで、全生活を支配され、それがいわば全人格的な支配にまで至っていく、このリアルな経験のすさまじさを聞いて、震える思いがいたしました。

刑事手続上の逮捕、勾留という強制的に身体を拘束される処分によって、警察留置場や拘置所に主要された被疑者・被告人を未決の被拘禁者と呼びますが、そういう未決被拘禁者は、刑事事件の被疑者・被告人としても、また、施設に収容された市民としても、その人権を大変侵害されやすい立場にあります。このことから、国際人権法は、未決被拘禁者の人権を保護するためのルールを発達させてきました。受刑者や未決被拘禁者の人権がどのように保障されているかが、その国の人権の全体水準を示すバロメーターと言われています。国際人権法は、拘禁された人の人権を手厚く保障することによって全体的な人権水準を向上させ、それによって平和で民主的な社会を国際的につくっていこうとしているわけです。今、日本が新しい未決拘禁法をつくろうとするとき、それは国際人権の水準を満たしたものでなければなりません。そうすることによって、日本の憲法が想定している憲

法的刑事司法も実現することになります。

まず確認したいことは、被疑者・被告人は、有罪確定まで無罪と推定される法的地位を保障されているということです。この無罪推定の原則は、国際人権法上、明確に規定されていますし、明文規定はありませんが、憲法上の保障としても認められています。無罪推定の原則からすれば、第1に、被疑者・被告人の未決拘禁はできるだけ回避されるべきです。身体不拘束の原則です。第2に、拘禁されたときも、その市民としての権利は最大限に保障されなければならず、拘禁目的を達成するために必要最小限度の制約だけが許されるはずですし、被疑者・被告人としての防御権を実質的に制約することは許されません。また、未決拘禁は、本来、裁判所の決定した身体拘束の処分の執行ですから、司法のコントロールに服すべきものです。本日は、このような視点に立って、代用監獄と弁護人との接見交通という、とりわけ重要な2つの問題について考えてみたいと思います。

被疑者を逮捕した後、身体拘束の継続が必要と判断された場合、検察官は72時間以内に勾留請求をしなければなりません。勾留請求を受けた裁判官は、身体拘束を認めるに足りる犯罪の嫌疑があり、被疑者に逃亡や罪証隠滅のおそれがあると認めるとき、この「おそれ」自体が非常にあいまいで抽象的に認められているところに問題がありますが、そのとき勾留を決定します。勾留期間は原則10日で、10日の延長が可能です。勾留決定の際、裁判官は被疑者をどこに勾留するかを決定します。刑事訴訟法が勾留の場所として予定しているのは、監獄、つまり拘置所です。しかし、実際には、ほぼすべての被疑者が、拘置所ではなくて警察の留置場に勾留されます。警察留置場を監獄に代用できるという監獄法の規定があるので、それが可能になるわけです。被疑者を監獄に代用する警察留置場に勾留して徹底した取り調べを行う、そういうシステムが代用監獄のシステムです。

なぜ代用監獄を使うのか。それは、効果的な取り調べを行うためです。

刑事訴訟法上、被疑者の逮捕、勾留の目的は取り調べではありません。しかし、身体拘束中の被疑者を取り調べることはできる、その取り調べを効果的に行い、うまく自白を引き出すためには、捜査取り調べを担当する警察の手許に被疑者を勾留しておく必要がある、そう言われるのです。まさに代用監獄は、逮捕、勾留された以上は、取り調べを受ける義務を負う、これは取調受忍義務といいますが、その考え方と相まって、日本の自白重視の捜査、裁判を支えているわけです。

他方、代用監獄はえん罪の温床として批判されてきました。代用監獄の廃止が、これまで監獄法の改正、さらには刑事司法改革の最大課題とされてきたのはそれゆえです。代用監獄は、捜査機関が被疑者の身体を拘束、管理して、その日常生活を支配することから生じる心理的圧力を取り調べに利用するシステムであると言われます。先ほどのお2人のお話を聞くと、そのことが本当にリアルに伝わってきました。代用監獄によって、捜査と拘禁が一つに結合するわけです。

心理学者の浜田寿美男さんは、被疑者取り調べが自白への圧力をはらむ場であって、そこにおける被疑者と取調官の相互作用の中で虚偽自白が生み出される、そのプロセスを克明に分析しました。ことさら特別な暴行、脅迫がなくとも、身体を拘束され取り調べを受ける被疑者にとっては、自白強要的というべき圧力が作用するわけです。浜田さんによれば、この自白強要的な圧力を生み出す要因として重要なのが、社会生活、情報からの遮断と被疑者の生活の支配・統制です。代用監獄は、まさに被疑者を社会生活、情報から遮断

して、その生活をすべて支配・統制するシステムとして機能しています。代用監獄によって捜査と拘禁が結合するとき、被疑者の黙秘権は、取り調べの中に生じた自白強要的圧力によって危機にさらされるわけです。それは、被疑者の人間性を否定することを意味しています。特別厳しい暴行、脅迫がなされるわけではない「普通の」取り調べ、その日本の「普通」の取り調べが自白強要的圧力を含んでいるわけです。ですから、取り調べの録音・録画、寺中さんもご指摘になったように、これ自体非常に重要な課題ですけれども、これら取り調べの可視化によっては、やはり解消し切れない代用監獄の問題があると言わざるを得ません。

国際人権(自由権)規約は、世界人権宣言を法的効力のある条約にしたもので、最も重要な人権条約です。日本も批准しており、1979年、国内法的効力を有するようになりました。この自由権規約の9条3項は、被疑者を逮捕後速やかに裁判官の面前に連れていかなければならないと定めています。この規定は、未決拘禁の司法的コントロールを要請していると理解されております。代用監獄がこの、司法的コントロールを要求する9条3項に違反するのではないか、ということが議論されてきました。

日本では、逮捕後、72時間以内に勾留請求が行われ、被疑者は、勾留質問という裁判官の直接審査のために、裁判官の面前に連れていかれます。実務上、裁判官によって勾留決定がなされ、勾留場所が代用監獄としての警察留置場とされると、被疑者は警察にもう一度連れ戻されて勾留されることになるわけです。勾留場所を含む勾留決定が裁判官によって行われているので、被疑者をもう一度警察に連れ戻して、警察の手許で勾留していても未決拘禁の司法的コントロールはあると言えるのでしょうか。日本政府はこれを肯定します。しかも、警察内部の業務分担によって、捜査と拘禁はしっかり分離している、だから大丈夫なのだというわけです。

規約9条3項が、被疑者を逮捕後、裁判官の面前に速やかに連れてくるよう定めているのは何のためなのでしょうか。第1の目的は、未決拘禁が適法かどうか、その要件が備わっているかどうかを速やかに裁判官が被疑者と直接会って直接審査することです。警察の一方的判断による拘禁を認めないで、違法な拘禁を速やかに排除しようとしているわけです。しかし、目的はそれだけではありません。第2に、速やかに裁判官の面前に連れていくことによって、被疑者の身体が警察のコントロール下に置かれることを極小化しよう、できるだけ短期間にしようとしているわけです。捜査取り調べを担当する警察の手許に被疑者の身体を置き続けると、自白欲しさのために往々にして無理な取り調べが行われます。拘禁状態を取り調べに利用しようとします。このとき、拷問や虐待などの人権侵害的な取り調べ、自白強要的な取り調べの危険が高まります。この危険が現実のものとなるのを防ぐために、被疑者の身体を警察のコントロールから速やかに引き離してしまおうとしているわけです。このように、未決拘禁の司法的コントロールは、裁判官による速やかな直接審査、警察コントロール下の身体拘束の極小化という二重の目的を持っています。

逮捕後、被疑者の身体を警察の手許から速やかに引き離すという目的からすれば、一たん裁判官の面前に連れていった後、もう一度警察に連れ戻して拘禁し続けるということが許されるはずはありません。警察のコントロール下にある身体拘束が結局は継続することになるからです。規約9条3項が先のような意味の未決拘禁の司法的コントロールを要請している以上、たとえ勾留場所を含む勾留決定が裁判官によって行われたとしても、勾留

決定後、被疑者を警察に連れ戻して最長20日間も勾留する、すわなち、警察コントロール下の身体拘束を継続する、そういう代用監獄の制度は、規約9条3項に違反することになります。

1998年、自由権規約を遵守しているかどうかについて、第4回の日本政府報告書が規約人権委員会によって審査されました。これは、先ほど寺中さんがご紹介されたとおりです。審査の結果、規約人権委員会は、起訴前の身体拘束は、警察のコントロール下で最大23日間可能であり、被疑者は速やかでかつ実効的な司法的コントロールのもとに置かれていないと指摘しました。そして、規約9条3項に反するものとして、代用監獄という制度そのものを廃止するよう勧告しました。警察コントロール下で身体拘束がこれほど長期間続くというのは、速やかで実効的な司法的なコントロールが存在していないということです。

日本政府は、警察内部の業務分担によって捜査部門と留置管理部門とが分離しているので、警察留置場への勾留が続いても被拘禁者の取り扱い、処遇が捜査によって不当にゆがめられることはないと主張しました。しかし、このような主張は受け入れられませんでした。審査においては、警察職員内部の2つの部署は同じ1つの警察という機関に対して責任を負っているのに過ぎないのではいかとの疑問が提起されました。審査の結果、規約人権委員会は、取り調べをしない警察の部署のもとにあるとはいえ、代用監獄が警察とは別の機関のコントロール下にないことを懸念する、との最終意見を明らかにしました。

実際にも、警察内部の業務分担によって捜査と拘禁の分離が効果的に達成されているとは言えないようです。留置担当者には、例えば取り調べが夜遅くまで続いたり、被疑者の健康状態がよくない場合には、被疑者の健康管理であるとか、起床、消灯、食事時間の確保のために、捜査担当者に対して捜査取り調べの打ち切りを要求する権限が認められるべきです。しかし、現在、このような権限は認められておりません。実際にこのような取り調べがあったということも報告されています。やはり、拘禁が捜査に従属する形で両者が結合しているわけです。

未決拘禁の司法的コントロールを徹底するためには、本来、裁判所の管理運営する施設に被疑者・被告人を拘禁することが最も望ましいと思います。少なくとも警察とは全く別個の機関が管理運営する施設でなければなりません。そうでなければ、捜査と拘禁の分離はありません。未決拘禁の司法的コントロールは実質化しないのです。これが国際水準なのです。

もう一つ重要な問題は、未決被拘禁者と家族・友人、あるいは刑事事件の弁護人、民事訴訟の代理人弁護士などとのコミュニケーション、つまり外部交通の保障です。外部交通は幾つかに分類されます。第一に、刑事事件の被疑者・被告人とその弁護人とのコミュニケーションです。自由で秘密のコミュニケーションが、防御に関して弁護人から有効な援助を受ける上で不可欠です。先ほど安田さんのご指摘にもありましたが、本来は遮蔽板のないところで書類を見ながら打ち合わせをする、その中で信頼関係が生まれる、効果的な打ち合わせもできる。多くの外国では、実際、私はイギリスでそのような接見室を見てきましたが、そのような打ち合わせが行われているようです。テロリストの被疑者については、遮蔽板のある接見室が特別に用いられることがあるけれども、そのような遮蔽板のある接見室での打ち合わせは効果的な打ち合わせができないという訴訟も提起されておりま

す。現在、直接面会してのコミュニケーション、すなわち接見については、刑訴法39条 1項によって完全な秘密性が保障されています。しかし、信書の発受については、一律に 内容の検閲が行われております。弁護人との信書であっても検閲されています。

第2に、民事事件、例えば、刑事施設の中で不当な処遇を訴える民事訴訟の訴訟代理人の弁護士とのコミュニケーションです。現在、これについては、刑事事件の弁護人との場合とは異なって、面会についても、信書についても、秘密性は保障されておりません。面会には、施設職員の立会いがつき、内容は記録されます。信書は一律に検閲され、それらに基づき、打つきり、差しとめ、削除、抹消などの制限が加えられます。逃亡や罪証隠滅の防止、あるいは施設の規律秩序の維持がその目的とされております。

第3に、家族・友人などとの社会的なコミュニケーションです。これについても同じように秘密性は保障されず、コミュニケーションの内容に基づく制限が広く行われております。ことし5月に成立した受刑者処遇法は、民事事件の代理人弁護士などとの面会については、原則職員の立会いを排除しているようです。また、刑事事件の弁護人や民事訴訟の代理人弁護士との間の信書については、そのような信書であることの確認をする限りでの検査しかできないとしております。とはいえ、これが内容の検査を完全に排除しているのかどうかは不明です。家族・友人とのコミュニケーションについても、面会にしても、信書の発受にしても、施設長の裁量によって立会いや内容の検査をしない場合があるとされましたが、原則としては、立会いと内容検査が行われます。

外部交通についても国際水準とは大きな乖離があります。国連の人権高等弁務官事務所が国際法曹連盟と協力して作成して、2003年に発表されました『司法運営における人権の保障・裁判官・検察官・弁護士のための研修マニュアル』という、たいへん分厚い本があります。外部交通に関する国際人権の水準を、この研修マニュアルは次のようにまとめております。まず大原則は、刑事施設に拘禁された人も拘禁されていない人と同様、他者とのコミュニケーションの権利を保障される。その保障は、拘禁に伴うやむを得ない必要最小限度の制限にのみ服するということ、これが原則だといいます。その上で、被拘禁者は、拘禁開始後、直ちに家族・友人などと遅滞なく連絡をとる権利を保障されます。さらに、拘禁中、定期的な面会や信書の発受を通じて家族・友人とコミュニケーションを行う権利を保障されます。この権利に対するいかなる制約も恣意的なものであってはなりません。法に基づき、民主社会における正当な目的のために必要な限りにおいてのみ認められるというわけです。

さらに、被拘禁者は、自分の弁護士、これは刑事事件の弁護人と民事事件の代理人の双方を含んでいますが、自分の依頼した弁護士との面会または信書の発受を通じて、相談し、コミュニケーションを行う権利を保障されています。弁護士との間の信書は、速やかに送達されなければならず、秘密性が完全に保障されなければなりません。また、被拘禁者と弁護士との面会は、施設職員や警察官などが、たとえ見ることができる、視覚的に監視できるような場所で行われてもよいかもしれないけれども、その場合でも、会話の内容を聴取することは許されない。会話の秘密性は侵してはならないというわけです。このような国際人権の水準に照らしたとき、日本の法と実務には多くの問題があります。ここでは、実務上最も深刻な問題として、未決拘禁者と刑事事件の弁護人とのコミュニケーションの秘密保護という問題を取り上げたいと思います。

先ほど述べましたように、被疑者・被告人と刑事事件の弁護人の面会によるコミュニケーション、つまり接見については、刑訴法上その秘密性が保障されております。秘密のコミュニケーションが確保されず、被疑者・被告人の防御に関する相談内容が外部に漏れたのでは、有効な弁護の保障はできないからです。これに対して、信書を通じてのコミュニケーションについては、現在、秘密保護がなされていません。家族・友人との間の信書同様一律に検閲が行われております。しかし、信書の発受も接見と同様、防御に関する相談をするための重要なコミュニケーション手段です。口頭での相談と比べて、信書という手段は、正確性や固定制においてすぐれています。また、実務上、接見時間に制限があることからすれば、信書には、接見によっては代替され得ない固有の必要性・重要性があると考えられます。接見に先立ち、防御上重要な事項について考えをまとめておいてくれ、そういうふうに信書によって弁護人が依頼することもあるかもしれません。被疑者・被告人のほうから,接見の際にうまく話せなかったことを文章にまとめて信書で送ろうとすることもあるかもしれません。秘密の接見が保障されているから信書の秘密保護は要らないということにはならないわけです。

有効な弁護を保障するためには、被疑者・被告人と弁護人との間の自由で秘密のコミュニケーションが欠かせない以上、接見と並ぶ重要な手段である信書についても秘密性が保障されなければなりません。たしかに禁制品や危険物の混入がないか確認する必要はあるかもしれません。しかし、そのために内容の検査まで、内容を読む必要まではないので、許すべきではありません。

本当に弁護人あての信書なのか、あるいは、本当に弁護人からの信書なのかを確認するために、その限りで信書の内容の検査をすることはできるという考え方もあります。罪証隠滅を依頼するなど、規則上許されないような第三者あての信書、例えば、家族への信書が同封されている可能性も確かに皆無ではありません。しかし、弁護人が一方で介在する信書のやりとりですから、そのような第三者あての信書は、弁護人がチェックしてストップすることが可能です。弁護士は高い職業倫理に拘束され、弁護士会の懲戒システムもあり、さらに刑罰の可能性もありますから、弁護士が介在しながらそのような信書が第三者に渡る可能性は非常に低いと考えられます。要するに、内容検査まで行ってチェックする必要性は非常に低いわけです。

また、第三者あての信書の確認という理由で、弁護士あての信書の内容確認を認めると、 結局、弁護人あての信書がすべて秘密を奪われてしまうことになるわけです。もともと内 容検査の必要性は低いにもかかわらず、すべて弁護人あての信書の秘密性を奪うという、 マイナスのほうが非常に大きい。そういう内容検査を行うことは明らかに過剰な制限に当 たります。

本当に弁護人からの信書であるかの確認は、内容検査によらずとも工夫次第で十分可能なはずです。例えば、弁護士会で連続番号入りのシールをつくって貼る。イギリスで行われていますように、二重封緘して、まず所長あてに発送する。所長あての信書を添えて出して、中封筒に被拘禁者あて、被疑者・被告人あての手紙を入れておく、そういう方法をとることなどによって可能なはずです。第三者からの規則違反の信書の同封がないかの確認についても、この場合もも弁護人が介在するわけですから、そのような信書の同封の可能性は極めて低い。弁護人からの信書の秘密性を確保するためにも、内容検査は許されな

いというべきです。

今、お話ししたのは、被疑者・被告人と刑事事件の弁護人とのコミュニケーションについてですが、民事訴訟の代理人弁護士など、さまざまな法的問題に関して、法的援助を受けるための弁護士とのコミュニケーションについても同様に考えられるべきだと思います。被拘禁者が裁判に自由にアクセスする、憲法32条が裁判を受ける権利としてこれを保障していますが、その権利を実質的に保障されるためには、有効な法的援助が保障されなければなりません。そのためには、弁護士とのコミュニケーションの自由と秘密性が確保されなければならないからです。

ここでは、刑事事件の弁護人、その他弁護士とのコミュニケーションについてお話ししましたが、未決被拘禁者にとって、特に家族のきずな、社会的なつながりを維持するために、家族・友人などとのコミュニケーションは極めて重要です。これは、精神の安定と社会生活の継続を通じて、被疑者・被告人の防御の主体としての地位を確保することにつながります。そのことを通じて、その被疑者・被告人の防御権が効果的に行使されることにもつながるでしょう。このような社会的コミュニケーションについても、十分な権利保障がなされなければなりません。拘禁目的を阻害する現実的おそれのある場合に必要最小限度の制約のみが認められる、この原則を具体化するべきです。

次に、電話の話を簡単にしたいと思います。

外国では、刑事事件の弁護人に限らず、先ほどのご報告にもありましたが、家族・友人 などとの間でも電話によるコミュニケーションが広く認められております。イギリスでは、 暗証番号式の、 - カード式から暗証番号式に変わったのですが - 、電話を使うことが広く 認められております。日本でも受刑者処遇法は電話の使用を認めましたが、これは確かに 大きな進歩です。しかし、現代社会の中での電話が果たしている役割の大きさを考えたと き、余りにも限定的なように思われます。刑事事件の弁護人との電話について考えますと、 国際人権法は特に電話という手段に言及しているわけではありませんが、弁護人との連絡 を含んで弁護のための十分な便益が提供されるよう要請しております。現代社会の中で電 話の果たしている役割の大きさ、そして、特に刑事事件の場合、期を逸しない迅速な助言、 相談、例えば、逮捕直後に的確な助言を提供することの必要性・重要性を考えれば、弁護 人との電話によるコミュニケーションを広く保障することが国際人権法の保障の趣旨にか なうと言えます。少なくとも、裁判所、弁護士会などに設置した電話を使っての通話で、 相手が弁護人であると間違いなく確認できる場合には、接見や信書の場合と同様、通話の 秘密性が保障されなければなりません。弁護士事務所などの電話を使用する場合には、確 かに弁護士との通話であるか確認が困難な場合も生じるでしょう。しかし、例えば、あら かじめ弁護士会を通じて弁護士事務所の電話番号を施設側に登録しておいて、さらに外国 の銀行の電話取り引きで使うような、アルファベットと数字を組み合わせた十数けたのパ スワードを二重にを使うことなどによって、弁護士本人であることの確認が十分可能では ないでしょうか。弁護士との通話であることが確認されれば、秘密性が確実に保障されな ければなりません。現にイギリスでも通話の相手が弁護士であるということがわかった時 点で、絶対にモニターはしてはならないことになっております。

先ほどの信書の場合と同様、弁護士が介在するわけですから、弁護士を装って、あるいは弁護士と入れかわって、第三者が制限されるべき通話を行う可能性もたいへん低いと思

われますし、そのようなほんのわずかな可能性に対処するために、電話による弁護士との助言・相談をすべて禁止したり、あるいは、すべて傍受・録音して秘密性を奪うことのほうが、よほどマイナスは大きいように思います。もしどうしても弁護人であることの確認ができない、それでも電話によるコミュニケーションを今すぐしなければならない、そういう必要がある場合には、被疑者・被告人と弁護人の双方が慎重に判断して、秘密性の保障を放棄して通話することが認められてよいかもしれません。これは考える余地があります。

以上、問題を限定してお話ししましたが、新しい未決拘禁法が国際水準を満たすものでなければならない以上、代用監獄の廃止、刑事弁護人その他の弁護士とのコミュニケーションの自由と秘密性の保障は、必ず達成されなければならない課題だと思います。

以上で私のお話は終わります。ありがとうございました。(拍手)

【司会(神)】 葛野先生、どうもありがとうございました。

ここで、ちょっと皆様にお願いがございます。きょうの配布資料の中に参加者アンケートというものがございます。この集会が終わった後に回収をいたしますので、皆様方にこの参加者アンケートをお書きいただいて、お帰りに担当の事務局のほうにお渡しいただきたいと思います。

さて、先ほど「えん罪当事者が語る」というテーマのところでお2方の発言をいただきましたが、ちょうど、3人目の発言者の杉山さんがお見えになりました。杉山さんは、布川事件再審請求当事者の1人であります。この事件では、桜井さんというもう1人の当事者がおりますが、きょうは杉山卓男さんに、「やっていないことを自白させられた代用監獄」と題してお話をいただきたいと思います。聞き手は、先ほど海外調査の報告をさせていただきました事務局次長の青木です。よろしくお願いいたします。(拍手)

(3)「やっていないことを自白させられた代用監獄」

杉山 卓男 布川事件再審請求当事者

聞き手: 青木 和子 日弁連刑事拘禁制度改革実現本部 事務局次長

【青木】 青木です。杉山卓男さんには、布川事件の話をしていただきます。

皆さんのお手元のプログラムの裏に「布川事件の概要」ということで、概要といっても、 今回の問題にかかわる部分だけなのですが、説明をさせていただいています。

それから、9月21日に、皆さんは報道でご存じだと思いますけれども、再審開始決定が出まして、その際の日弁連の会長声明が資料の中に入っておりますので、ご参照ください。

それでは、杉山さん、よろしいですか。

【杉山】 結構です。

【青木】 杉山さんは、今からちょうど38年前のやはり同じ10月ですね。当時21歳だったわけですけれども、友だちの家にいたときに、暴力行為ということで逮捕されてしまうわけですけれども、逮捕をされたときはどんなことを考えていたのでしょうか。

【杉山】 暴力行為事件は3人でやった事件でしたので、私が逮捕される前に、あとの2人は1週間ぐらいで釈放になっていたので、私も出られると思っていたんですが、そこ

で、友だちの家で、一応1週間ぐらいで帰ってこられると思って逮捕されました。

【青木】 1週間ぐらいで帰ってこられると思って逮捕されていったと。実際、帰ってきたのは何年後ですか。

【杉山】 1週間が29年4カ月になりました。

【青木】 逮捕されて勾留がついて、最初に入れられたところは代用監獄、水海道警察署の留置場でしたね。

【杉山】 はい、そうです。

【青木】 強盗殺人など杉山さんはやっていないのに、やりましたという自白をしてしまったということなんですけれども、どういうことがあって、そういうやっていない自白をしてしまったのでしょうか。

【杉山】 いろいろ要件はあるんですが、おまえ、強盗殺人をやっただろうと言われて、やってないと言っていたんですが、おまえとやったと言っている人間がいるんだと、その桜井という人間のことなんですが、その調書を目の前に置かれまして、桜井はおまえとやったと言っているんだと、認めなければいつまでも調べるとか、謝ればすぐ出られる、謝らなければ死刑になるとか、いろいろ言われました。それで、もう警察では幾らやらないと言っていても信用してくれないので、もうこいつらに何を言ってもだめだと思って、警察では、早くこいつらの手から逃れようということで、やったと言いました。

【青木】 警察の留置場に入っているとき、弁護士が会いに来てくれるとかそういうことはなかったわけですよね。

【杉山】 全くないです。

【青木】 警察の留置場では、話し相手というのはいたんですか。

【杉山】 警察の留置場では、1人だけしか入っていなかったので、看守だけでしたね。

【青木】 看守の方と何か話したということはあるんですか。

【杉山】 強盗殺人の嫌疑をかけられているとわかってから、看守に、おれはやってないんだけど、強盗殺人の犯人に疑われていると話したんです。そうしたら、笑いながら、いや、おまえもやってるんだろうなんて言われました。

【青木】 その話し相手がその看守だけというのは、非常につらかったと思いますけれ ど、どうだったでしょうか。

【杉山】 そうですね、1人ぼっちで、警察のほうも、意図的にほかの人間を一緒に入れなかったのだろうと思っています。

【青木】 そういうことで、警察では「やりました」ということで自白調書がつくられたわけですけれど、その後、代用監獄から土浦拘置支所に移監になって、今度は拘置支所のほうに入ったわけですね。

【杉山】 はい、そうです。

【青木】 移監された後に検察庁で検事さんの取り調べを受けたということがありましたね。

【杉山】 はい、そうです。

【青木】 警察では、強盗殺人についてやりましたと言ったんですけれども、検察官に対してはどういうふうに言ったんですか。

【杉山】 拘置所に移ったときに否認しました。何かほかの事件で逮捕されていた友人

と事務所で会いまして、どうしたんだと聞かれましたので、いや、実は、おれはやってないんだけど、おれとやったと言っている人間がいるらしいんだと、そうしたら、どんな野郎だって聞かれたので、いや、桜井という人間だと言ったら、やってないのにやったと認めたらだめだぞと言われたり、あと、運動の時間にも拘置所の職員から認めちゃだめだと言われましたので、検事には本当のことを言いました。

【青木】 じゃあ、検事さんに対しては、やっていないということを言ったと。その検事さんのほうはどういう対応をされたのでしょう。

【杉山】 その検事は真剣に聞いてくれて、アリバイを私が話したんですけれども、じゃあ、それを調べてみると言っていました。

【青木】 その検事さんは、否認調書をつくってくれたわけですね。

【杉山】 はい。

【青木】 その否認調書、それまで自白調書ができていたわけですけれども、その後、 否認調書というのをつくってもらうときには、どんな気持ちでした。

【杉山】 何か、自分の話を初めて聞いてくれてうれしかったですね。それで、その調書をつくる前に、前だかちょっと後だったか忘れましたけど、君の目を見ているとこの犯人とは思えないと、君の亡くなったお父さん、お母さんにやっていないと誓えるなということを言われましたので、「はい」と答えまして、それで否認調書をつくってくれたんです。

【青木】 そういうことで、強盗殺人については否認調書がつくられて、強盗殺人でも逮捕・勾留されていたんですけれども、書類上釈放ということになったわけですね。

【杉山】 はい。

【青木】 ただ、別の事件で、恐喝等々で、裁判にかけられて、起訴されて、勾留は続いたわけですね。

【杉山】 はい、そうです。

【青木】 勾留されていたのは、さっき移監された後の土浦拘置支所ということでしたね。

【杉山】 はい、そうです。

【青木】 検事さんと話をしていたときに、その強盗殺人についてはどうなるというような話は聞きましたか。調べは続くと言ったのか、終わると言ったのか。

【杉山】 そうですね、その検事は、一応調べは終わると言っていました。

【青木】 そうすると、杉山さんとしては、強盗殺人については、どういう扱いになっているというふうに思っていたのでしょうか。

【杉山】 ですから、もうここで強盗殺人は釈放という書類が来ましたので、もう強盗殺人については全く嫌疑はかけられていないと思って、あとは、暴行とか恐喝とかだけの 勾留だと思っていました。

【青木】 その恐喝などの勾留で拘置所にいたということなんですけれども、ずうっと 拘置所にいたんでしょうか。

【杉山】 そうですね.....、12月1日にまた警察が来て、逆送というんですか、それで警察にまた戻されました。

【青木】 拘置所に警察の人が来たわけですか。

【杉山】 はい。

【青木】 今度は、土浦警察署の留置場に入っちゃったということですか。

【杉山】 そうですね、土浦警察署の留置場ですね。

【青木】 その土浦警察署の留置場では、どんなことがあったんでしょう。

【杉山】 土浦の警察署へ行ったら、また前に私を調べた刑事が2人来まして、おまえ、 検事さんにごねたらしいなと、否認したらしいなと、そういうことを言われました。

【青木】 そういうふうに言われて、杉山さんとしては、今度は警察でどうしたんですか。

【杉山】 ですから、もう、最初は、もうあなたたちに何を言ってもだめだから検事さんに本当のことを言ったんだと言ったんですけど、また、強盗殺人を認める認めるという調べを受けました。

【青木】 もうちょっとそこら辺を詳しく話していただきたいんですけれども、警察ではどんなことを言われたのでしょう。

【杉山】 ですから、最初は、まだ暴行とか恐喝の余罪があったのでそれを調べて、それを調べ終わってから、なぜ検事さんに否認したんだとか、そういうことを言われました。

【青木】 強盗殺人について、また聞かれ、その取り調べを受けたわけですね。また自 白調書をとられたんですか。

【杉山】 それで3通ぐらいとられたと記憶しています。

【青木】 その3通というのは、杉山さんがまたやりましたというふうに言ったからとられたんですか。

【杉山】 そうですね。

【青木】 検事さんの前ではやらないと言ったのに、警察ではまたやったと言ったのは どうしてですか。

【杉山】 それは、前、その警察にいたときに、もう警察官には何を言ってもだめだと 思っちゃっていたので、もう刑事が言うとおりに、警察は警察、検察庁は検察庁という考 えでいましたので。

【青木】 警察では、取り調べというのはどのぐらいの時間までやっていたんですか。

【杉山】 夜の11時、12時近くまでですね。

【青木】 そういう状態というのはかなりつらかったと思うんですけれども、どうだったでしょう。

【杉山】 そうですね、土浦に戻ったときには、私のほかに2、3人が同じ房に入っていたので、私が調べを受けて帰ってくると、「随分遅くまでやってるな」と、「捜査一課の事件か」と聞かれましたね。ですから、そうだと言いましたけど、一緒に入っていた人間は、何か強殺の調べだとわかっていたようですね。

【青木】 1度自白を撤回したんだけれども、警察でもう一度自白をしてしまったというのはどうしてですか。

【杉山】 ですから、警察官は何を言っても信用してくれないので、幾ら言ってもだめだし、有元検事、 - 前の検事ですが - 、その検事に否認調書をつくってもらっているから、もうそれでいいやと思っちゃっていたんですよね。

【青木】 いつまでも取り調べが続いたらかなわないというような気持ちになったとい

うことなのでしょうか。

【杉山】 そうですね、はい。

【青木】 それで、否認調書もあるし、裁判でやれば大丈夫だというふうに思っちゃったということですか。

【杉山】 はい、そうです。

【青木】 そういうことで、裁判になってからはやっていないということをずっと言ってきているわけですね。

【杉山】 はい、そうです。

【青木】 今回、再審開始決定が出て、裁判所が杉山さんの言っていることを認めてくれたんですけれども、その決定をもらっての気持ちなどについて、あるいは、今話していただいたこと全体についてでも結構ですけれども、最後にお願いします。

【杉山】 警察と検察庁で結局最後には「自白」しちゃったんですけど、裁判官は必ずわかってくれると思っていたんですよね。ところが、原審の一審、二審、三審、第一次再審請求の一審、二審、三審、と6回裁判官に裏切られてきて、それで、もう裁判官なんか信じていなかったんですよ。ですから、今回、再審開始決定が出るということでも、もちろん、本心は再審開始になってもらいたいなと思っていたんですけど、片一方では、またどうせだめだろうなという五分五分の気持ちでいたので、9月21日の日の再審開始決定の決定書を見たときには、今まで裁判官を信じられなかったので2倍うれしかったですね。即時抗告はされたんですけど、どうせ即時抗告はされると思っていたので、これは想定内でしたけど、またこれから東京高等裁判所で審理が始まるので、即時抗告棄却決定を裁判所に出してもらいたいと思います。それから、再審公判で無罪判決を勝ち取りたいと思っています。

【青木】 どうもありがとうございました。ちょっと短い時間だったので、また何かの機会に詳しくお話を聞かせていただければと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会(神)】 杉山さん、どうもありがとうございました。

続きまして、「未決拘禁制度改革への提言 - 弁護士会の立場」ということで、小池振一郎・日弁連刑事拘禁制度改革実現本部事務局長からお願いします。

6 未決拘禁制度改革への提言 - 弁護士会の立場

小池振一郎 日弁連刑事拘禁制度改革実現本部 事務局長

【小池】 ご紹介をいただきました実現本部の事務局長をしております小池振一郎と申します。

この間の監獄法の改正と日弁連の立場について簡単にご報告をさせていただきたいと思います。

先ほどもお話が出ましたけれども、ことしの5月に受刑者処遇法が成立いたしました。これは、100年前の監獄法の一部改正といいますか、既決の部分、刑が確定した人の後の刑務所での処遇を中心としたものでございます。刑が確定する前の未決については、今現在、日弁連と法務省、警察庁との間で協議中でございまして、来年の春の通常国会に立

法が予定されております。

既決のこの受刑者処遇法の成立の原因といたしましては、数年前の名古屋刑務所事件を 契機に、行刑改革会議というものが法務省のもとで諮問機関として設置されました。そこ に日弁連から推薦している委員を、日弁連は全面的にバックアップして、日弁連の意見を できるだけ行刑改革会議に反映させるように努めてまいりました。

2003年12月、行刑改革会議が提言をまとめました。この提言については、日弁連としても日弁連の意見が盛り入れられていると、全体として高く評価したものであります。この提言に基づいて、先ほどの既決の受刑者処遇法が成立したわけでございますが、実は、その間にはいろいろないきさつがございました。当初は、未決も含めた全面的な監獄法改正をしたいというのが法務省の意向でございましたけれども、日弁連としては、既決については行刑改革会議で十分審議されているけれども、未決については審議されていないではないかと。未決も立法化するならば、新たに審議会をつくってそこで審議をして、それを受けて立法化すべきであるという意見を述べました。こういう形で、日弁連と意見が対立して、法務省・警察庁・日弁連との三者協議会が昨年の7月に開始されました。その中で、日弁連は、どうしても既決をやるということであれば、既決について切り離して立法化すべきであるということを主張しまして、結局、その日弁連の要求をのんだ形で受刑者処遇法が成立したという経緯がございます。

さて、これから未決です。未決につきましては、法務省・警察庁・日弁連との間で、先ほど申しましたように、来年の春の通常国会に立法化することを目指して努力するということを約束しております。そのために、今、三者で協議を進めているところでございます。この未決は、当然ながら代用監獄の問題がもろに絡んでくるテーマでございます。日弁連としてのスタンスをここで決める必要があるということで、ことしの5月に開いた日弁連定期総会において、「未決拘禁制度の抜本的改革と代用監獄の廃止を求める決議」を採択いたしました。お手元の資料の中にこの決議がございますので、ごらんいただければと思います。

法務省・警察庁・日弁連との三者協議会は、既決の立法化の間は中断していたんですけれども、この日弁連総会決議を受けて、6月に再開されました。そこで、日弁連は、この総会決議に基づいて日弁連の見解をプレゼンテーションしてきたわけです。お手元の資料に、「未決等拘禁制度改革の課題」というものがございますが、これは『自由と正義』の本年9月号で、日弁連刑事拘禁制度改革実現本部での意見を集約した形で、下林秀人・水野英樹両弁護士連名でまとめられた論考でございます。

この『自由と正義』の論考と日弁連総会の決議、それから、再開された三者協議会での 法務省、警察庁とのやりとりを踏まえてまとめたものが、今回つくり上げられた「未決等 拘禁制度の抜本的改革を目指す日弁連の提言」でございます。文量の関係で、お手元には 要旨しか配布しておりませんが、ここに書かれたような項目で記載されております。

1つ、電話の点についてだけ、ちょっと詳しくなっておりますので、ごらんいただきたいと思いますが、この未決改革に当たって、電話の利用についてはぜひ実現したいと思っています。先ほど、葛野先生のほうからも電話の問題のご指摘がありました。受刑者処遇法では不十分で、まだ日弁連としては物足りないんですけれども、とにもかくにも電話の利用を認めるという形の法律ができました。さらに、それを広げるどころか、やはり未決

としては、この現代文明社会において、電話の利用というのは極めて重要で、弁護人との 電話の使用、それから、家族との電話についても極めて重要な問題であるので、ぜひ実現 したいということで、今、精力的に協議をしているところでございます。

電話については、3つのパターンがあるだろうということでここに書いてあります。1つは、秘密交通権の行使としての弁護人との電話の使用です。これをぜひ認めてほしい。それから、2番目に、仮に電話ボックスがないとか声が漏れるとかいうふうなことがあっても、それから、法律事務所との電話というものは、ぜひ実現したいというふうなことがありますから、電話がモニターされてもいいような場合があるかもしれない。例えば、単なる伝言、家族への伝言とか、仕事への、職場への伝言等、そういった場合には、法律事務所からの電話ができるようにしたいということで、第2のパターンの電話の使用形態も提案いたしました。第3のパターンは、家族などとの電話の使用です。この3つをそれぞれの状況に応じて3つとも実現したいということで、日弁連は、今、法務省、警察庁に要求をしているところございます。なかなか、現状はガードが固い段階ですが、何とか実現したいということで努力しております。ぜひご支援をいただきたいと思います。

それから、代用監獄問題です。代用監獄問題につきましては、この未決立法化の中で、どういうふうな形をつけるのかということが今問われております。日弁連は、この代用監獄を廃止すべきであるということで長年運動をしてまいりました。先ほどの布川事件も代用監獄の弊害の典型的なケースでございます。拘置所で、検事のもとでは否認調書がつくられ、否認調書がつくられたので代用監獄に戻されて、また今度は自白調書をつくって、それをもとに強盗殺人で起訴をするという、典型的な代用監獄の弊害事例でございます。このような制度は、一刻も早くなくさなければならないというふうに思っております。しかしながら、現状での法務省、警察庁の態度は極めて強硬でありまして、警察庁は、代用監獄を廃止する意向はないということを明言しております。そして現在、原宿警察等の大規模留置場をつくって、ますます代用監獄を恒久化しようと策動している状況でございます。私たちは、このような状況を何とか打破したいと思っています。この機会に、代用監獄の恒久化を阻止し、代用監獄廃止への道筋を何とかつけたいというふうに考えております。

では、代用監獄廃止の展望があるのかと。今まで長い間日弁連は代用監獄廃止を掲げ、現在、ますます困難とも思える状況が出てきているわけですが、その中で、代用監獄廃止にどう道筋をつけられるのか。そんなのはきれい事ではないかと言われる人もいるかもしれません。しかし、1980年代と異なり、現在、1つの司法改革の流れというものがございます。2009年には裁判員制度が導入されます。それから、先ほども出ましたが、取り調べにビデオ録画・録音をしようという取調べの可視化を求める運動が日弁連の内外からも盛り上がってきております。そういう中で、この自白偏重の日本のおくれた刑事司法手続、これをやはり打破することがどうしても必要だろうというふうに思っております。

代用監獄の廃止は、さまざまな点での刑事訴訟法の改正にも絡んでくる問題であるという認識を最近日弁連は深めつつあります。と申しますのは、三者協議会は1年前に始まりましたが、法務省や警察庁当局との折衝の中で、これは刑事訴訟法に手をつけることになるからまずいとか、そういう形で議題から外そうという動きが、当初から法務省、警察庁としての一貫した姿勢でございました。我々としては、来年春には未決拘禁法の成立を何

とか努力したいというふうに思っておりますが、同時に、刑事訴訟法にも手をつけない限りは、日本のおくれた刑事司法の根本的改革にはならないし、代用監獄廃止に道筋をつけることはできないという認識を今、深めつつあるところでございます。

自白偏重を招く刑事手続を変える、そのための刑事訴訟法改正の課題に積極的にこれから取り組んでいく必要があります。ただ、あれもこれも同時にというわけにはいかないので、とりあえずは、来年春に未決立法をできるだけ改革して成立させる、そして、それをきっかけにして、さらに刑事訴訟法の改正を含めた刑事手続の全面的な改正というものにも取り組む必要があるだろうと思います。

今、法務省のもとで、更生保護のあり方を考える有識者会議というものが発足しております。これは、刑務所を出た後の更生保護についても改革しようという動きであります。私たちは、これにも積極的に今取り組んでおります。刑務所の、あるいは留置場の入り口から出口までどころか、出た後をも視野に入れた刑事司法のトータルな改革が今、展望されております。そういう意味ではチャンスであると思っております。このチャンスを生かし、とにもかくにも2009年度には裁判員制度が実現するわけですから、これをきっかけにして何としても代用監獄廃止に道筋をつけたい。そのために今回の立法改革は第1歩であり、さらに第2段階、第3段階への道がある、そういう展望の中で取り組んでいきたいと思っております。

ぜひ皆さん方の大勢のご支援をいただき、代用監獄廃止の世論と未決の立法改革の世論を高めていただいて、まず第1段階、これをぜひ改革を実現し、そして代用監獄廃止にさらに道筋をつけていきたいと思いますので、ご支援、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会 (神)】 長時間、皆様方、ありがとうございました。

最後の取りまとめを日弁連刑事拘禁制度改革実現本部本部長代行の西嶋勝彦よりさせていただきます。よろしくお願いいたします。(拍手)

7 まとめ

西嶋 勝彦 日弁連刑事拘禁制度改革実現本部 本部長代行

【西嶋】 私から屋上屋を重ねるようなまとめは必要ないかもしれませんけれども、そ ういう役割を与えられましたので、やむを得ずお聞きいただきたいと思います。

最初の、青木弁護士からの海外視察報告では、ヨーロッパの警察拘禁が十数時間から最大限48時間、しかし、その短期間でも医療制度などが整備されているということが紹介されました。結論的に言えば、警察の留置場は長期取り調べのための施設ではなくて、せいぜい仮眠所であると、そういうふうに位置づけられるということだろうと思います。一方、拘置所では、市民生活に近い取り扱いが保障されているということも克明なスライドで明らかになったと思います。電話や面会も日本とは格段の違いがあるということが報告されました。

私たちは、これを見て文化の違いというわけにはいかないだろうと思います。やはり、 人権に対する考え方の違い、つまり、拘禁や拘束に対して、いかにその苦痛を除去してい くかということを真剣に考えているということがわかるだろうと思います。私たちは、そ のようなシステムを大いに見習うべきだというふうに思います。

参考に申し上げれば、この調査では、法務省の担当者も、警察の担当者も同時に、随行と言いましょうか、一緒に行っております。ですから、同じ場面をそれぞれ法曹三者が見てきたわけでありますから、これも今度の未決拘禁の制度改革の中に当然反映されなければおかしいだろうと思います。そのことをはっきり示したスライドではなかったかと思います。

次に、身をもって代用監獄、そして拘置所の中で長期間拘束されて、取り調べを受けて、いかにひどい処遇であったかということを中嶋玲子前杷木町長が明らかにされました。 24時間の監視の中で、寝言も捜査の対象になるという恐ろしい代用監獄の実態でありました。物理的な拷問こそありませんけれども、まことに巧妙な拷問的取り調べが今日も続いているということが明らかになっただろうと思います。ただ、救いといえば、明らかになったのは、たまたま警察署が違っていて、事件を取り調べる警察署と彼女が寝起きをしていた、つまり代用監獄の場所が違っていたという、このことが唯一の救いだったということを言われました。これは、まさに警察の留置場と違って、拘置所が、取り調べの場所と違う場所に身柄、身体を拘束されている場所が確保されなければならないということを暗示していたのではないかというふうに思います。

次に、安田好弘弁護士は、接見室のアクリル板のこちら側と向こう側を同時に体験した 希有な存在であろうと思います。自白をとるための装置である代用監獄は、端的に人間を ためておく物置だというふうに言われました。拘置所にもさまざまな制約がある、しかし、 代監に比べれば拘置所は天国だという言葉で極端に対比して言われましたけれども、これ は非常にわかりやすい言葉だろうと思います。そして、未決拘禁全体が罪証隠滅というド グマで運用されているという実態が明らかになったと思います。

アムネスティの寺中さんは、取り調べの記録化の重要性を詳しく説明していただきました。 葛野教授からは、まず、諸外国において、被拘禁者の手厚い取り扱いが人権水準の向上に働き、そのことで民主主義社会の実現に寄与しているのだということがまず紹介されました。その上で、未決拘禁の司法的コントロールを要求している国際人権(自由権)規約9条3項の意味がどこにあるかということを具体的に明らかにしていただいたと思います。それは、警察拘禁からの解放だということを端的に説明されました。警察庁の弁明にもかかわらず、取り調べと拘禁からの分離は決してなされていない。それは、自由権規約9条3項の要請を決して充足するものではないということが明らかになっただろうと思います。さらに、日本における未決の外部交通の水準が国際水準と大いに隔たっているということが、特に信書の秘密と電話の使用で明らかになったのではないかと思います。

杉山さんは、非常に貴重な経験の中から、警察の代用監獄で自白調書をとられ、検察官が拘置所で否認の調書をとったと。そしてまた警察に戻されて自白させられたと。要するに、代用監獄は、自白をとるための装置であり、また、自白を維持するための装置であるということを、身をもって明らかにされたのではないかと思います。ぜひ速やかな再審開始が確定して、再審公判で無罪となる日が近いことを祈りたいと思います。

最後に、小池事務局長からは、未決拘禁の中心テーマである代用監獄廃止への道筋が刑事司法改革の中に位置づけられて語られたと思います。それに道をつけるためのさまざまな舞台装置の一端が示されたと思います。きょうは、その道筋への第1歩というふうに位

置づけられる集会ではなかったかと思います。

多数のご参加をいただいて、ほぼ時間どおりに進行したことをうれしく思います。きょうはどうもありがとうございました。(拍手)

【司会(神)】 皆様の御協力もあり、本日は滞りなく市民集会を進行することができました。きょうは、実に250人を超える参加者に、ここにお集まりいただくことができました。本当にありがとうございました。

お帰りの際に、恐縮ですが、先ほどお願いしました参加者アンケートを事務局のほうに お渡しいただければと思います。足元の悪い中、きょうは本当にありがとうございました。 (拍手)

了

資 料

-	36	-
---	----	---

中嶋玲子さん プロフィール

前福岡県杷木町町長。福岡県城島町(現久留米市)生まれ。福岡教員養成所を卒業後、保育所勤務を経て、福岡県で杷木町の農家の男性と結婚。初代の福岡県女性農村アドバイザー等を勤められた後、1995年、99年の杷木町町議選でいずれもトップ当選。2002年4月、不祥事に伴う出直し町長選で無投票当選。九州の市町村で初の女性首長となった。2003年10月28日、国税の還付金を騙し取ったという嫌疑で詐欺などの疑いで逮捕。勾留は221日間に及び、勾留中の2004年3月に辞職願を提出した。

本年3月25日、福岡地方裁判所は、中嶋氏に無罪判決を言渡し、福岡地検は控訴を断念して、4月9日に、逮捕から530日目にして無罪が確定した。

安田好弘弁護士 プロフィール

1980年弁護士登録(第二東京弁護士会所属)。麻原彰晃(松本智津夫)被告人の主任弁護人として弁護活動に当たっていた最中の1998年12月、顧問先不動産会社の強制執行妨害を指示したとして警視庁捜査二課により逮捕、代用監獄(警視庁本部留置場)に勾留される。起訴後は1999年9月27日の保釈まで東京拘置所にて勾留され、身体拘束は計296日間に及んだ。2003年12月24日、東京地方裁判所(川口政明裁判長)は、起訴事実を全面否定する完全無罪判決を言い渡し、検察官の捜査・立証活動を「アンフェアー」と厳しく批判した。しかし検察官は控訴し、現在は東京高等裁判所での控訴審開始を待つ。

布川事件の概要

1967年8月、茨城県利根町布川で62歳の一人暮らしの大工が殺害され金を奪われた強盗殺人事件。

捜査は難航し、同年10月、桜井昌司さんはズボンー本他の窃盗、杉山卓男さんは暴力 行為で逮捕、代用監獄に勾留され、ほどなく、強盗殺人について「自白」。

その後、二人は強盗殺人事件で逮捕、勾留されて引き続き代用監獄で強盗殺人事件の取調べを受けた後、土浦拘置支所に移管された。

拘置支所に移管されて、二人は検事に対して強盗殺人の犯行を否認。検事は否認調書を作成して、11月13日に強盗殺人事件について、書類上は処分保留で釈放。しかし、桜井さんは別件の窃盗事件、杉山さんは別件の恐喝事件等で起訴され、引き続き勾留、12月1日に二人は拘置支所から代用監獄へ逆送され、再び強盗殺人で取調べ。その結果、二人とも再び自白に転じ、12月28日に強盗殺人で起訴された。公判では、二人とも一貫して無実を主張したが認められず、1978年7月3日に最高裁で上告棄却決定がなされて二人を無期懲役とする判決が確定。千葉刑務所に服役後、1996年11月に仮釈放。2001年12月に申し立てた第二次再審請求につき、2005年9月21日に水戸地裁土浦支部で再審開始決定。しかし、同26日検察官が即時抗告し、東京高等裁判所で審理されることとなる。

未決拘禁の国際水準----取調・接見実務の改革への視座

立命館大学 葛野尋之

1 国際水準を満たした未決拘禁法

未決被拘禁者

刑事事件の被疑者・被告人と施設収容された市民

人権侵害の危険 ?国際人権法の発達

2 未決拘禁の司法的コントロールと代用監獄

効果的な被疑者の取調 最長20日間、警察の手許において勾留し取調

捜査と拘禁の結合 「冤罪の温床」という批判

国際人権(自由権)規約9条3項 逮捕後裁判官の面前に速やかに連れて行くこと 未決拘禁の司法的コントロール

裁判官の速やかな直接審査 違法な拘禁を排除

警察拘禁の極小化 人権侵害的取扱や自白強要的取調の防止

裁判官の面前への引致後、警察に再度連れ戻して拘禁することは許されない

規約人権委員会の廃止勧告

最大23日間警察の手許での身体拘束

速やかで実効的な司法的コントロールの不存在

警察内部の業務分担によっては捜査と拘禁の実効的分離はない 裁判所または警察とは別の行政機関の管理運営する施設における勾留 未決拘禁手続の国際水準

3 弁護人との接見交通

刑事事件の弁護人との接見交通 接見の自由と秘密(刑訴法39) 信書の検閲 民事訴訟の代理人弁護士、家族・友人 接見の立会・記録、信書の検閲 受刑者処遇法 弁護士の接見、信書について秘密保護の拡大、しかし不完全 外部交通の国際水準

家族・友人とのコミュニケーションの権利 恣意的制約の排除 弁護人・弁護士とのコミュニケーション 自由と秘密性の確保 自由かつ秘密のコミュニケーション 有効な弁護の保障(憲法34)に不可欠 接見に対する信書によるコミュニケーション固有の意義

正確性・固定性と接見の時間制限

接見と同様、信書についても秘密性が確保されるべき 弁護人とのあいだの信書であるかの確認

弁護人の介在 内容検査の危険性は小さい

内容検査によりすべての信書の秘密性が失われる 内容検査は過剰な制約 民事訴訟の代理人弁護士とのコミュニケーション 裁判にアクセスする権利 家族・友人とのコミュニケーション

家族の絆・社会的繋がりの維持

精神の安定と社会生活の継続 防御における被疑者・被告人の主体性の保障電話による法的コミュニケーション

現代社会における電話コミュニケーションの重要性 電話使用の広がり 国際人権法による弁護のための十分な便益の提供

機を逸しない迅速な助言・相談の手段

電話による法的コミュニケーションの秘密保護

弁護人との通話であることの確認方法

弁護人以外の者が通話する可能性は僅か

過剰な通話制限と傍受・録音は許されない

日本:今こそ人権分野でリーダーシップを

アイリーン・カーン事務総長は、日本滞在の最終日に記者会見を行い、人権分野において 日本が解決すべき問題、および国際社会で日本が果たすべき役割の大きさについて言及しました。

アムネスティ発表国際ニュース

AI INDEX: --- --/---/2005

2005年6月4日

日本:今こそ人権分野でリーダーシップを示すとき

【東京発】「経済的、政治的に大きな力を持つ国として、日本は国内外でより人権を促進しなければならない。国外に向けては警戒的で、国内に関しては保守的な日本の人権政策は、ただちに止めなければならない」アムネスティ・インターナショナルのアイリーン・カーン事務総長は、5日間にわたる東京訪問を終えるにあたって、そのように語った。

「日本は、まず国内の人権状況をもっとまともにするべきだ」

受刑者の処遇を改善しようとする最近の立法を歓迎しつつも、アムネスティは、ただちに 取り組まなければならない大きな問題が残っていると、注意を喚起した。

「代用監獄制度は秘密主義で覆われている。外部からの監視がない中での取調べや自白の 強要などは、決して容認することはできない」アイリーン・カーン事務総長はそのように 強調した。

「代用監獄は日本の人権史に残る汚点であり、ただちに廃止されなければならない」

「昨年日本で死刑判決を受けた人数は、過去25年間で一番多い。これは死刑廃止に向かっている国際的な流れに真っ向から逆行している」と、カーン事務総長は語った。

「日本は、先進主要8カ国 (G8) の中で、死刑を執行しているたった二カ国のうちの一つである」

アムネスティは、日本政府に対し、ただちに死刑執行を停止し、死刑廃止に向けた公の議 論を起こすよう求めた。

「特に自白に偏重した有罪判決が多く、代用監獄制度が存在するがゆえの誤判の危険性は、 あまりに高く、受け入れがたい。死刑はただちに廃止されるべきである」

アムネスティは、難民申請者を幅広く長期にわたって収容していることを批判した。収容期間は、平均して13ヶ月以上に及んでいる。多くが収容中、医療措置をうけることが許されない。

「日本政府はただちに、収容されているすべての人びとの事例を見直す正式な手続きを確立するべきである。収容は、例外的な場合に限られるべきだ」とカーン事務総長は強調し

た。

難民認定制度上の不備を指摘したうえで、アムネスティは、日本政府に対し、1951年難民 条約上の義務にしたがい、公正で透明性のある制度を確保するよう要請した。

日本政府は、さらなる研修が必要であることを認め、アムネスティに支援を要請した。

日本は、人身売買への対処が不十分であるという批判をうけてきた。この問題を是正する ため日本政府がはらってきた努力に言及しつつ、アムネスティは、女性や少女を中心とす る被害者を保護するためにさらに多くの取組みがなされるべきであると強調した。

「人権は日本の国内にとどまるものではない。朝鮮民主主義人民共和国からインドネシア、アフガニスタンからビルマ(ミャンマー)という、この地域における大きな人権問題を考えると、日本政府は、その外交政策の中に人権に関する配慮を大胆にとりいれるべきだ。日本政府は、国際司法、武器規制、そして国連人権機関の改革に対する真摯な姿勢を明確に示さなくてはならない」とカーン事務総長はつづけた。

アムネスティは、日本に対し、来るG8サミットにおいて、武器貿易条約(ATT)のための 提案を支持するよう求めた。

アムネスティはまた、日本に対し、国際刑事裁判所設置規程(ローマ規程)へ加入するよう求めた。

「日本政府は、国際刑事裁判所に協力的ではあるものの、加入には二の足をふんでいる。 迅速な加入によって、日本は、国際司法に参加するという明確なメッセージを送ることに なる」とカーン事務総長は断言した。

国連安保理の拡大だけでなく、国連人権理事会というより権限が大きく信頼性の高い機関を設置しようとする国連改革の動きは、日本にとってリーダーシップを発揮する絶好の機会である。

「国連安保理の常任理事国入りをめざす日本の熱意は、人権に関する義務を果たすという 強い決意に裏打ちされたものでなくてはならない」とカーン事務総長は締めくくった。

「今こそリーダーシップを示すときだ」

背景

5日間の日本滞在中、アイリーン・カーンは、細田官房長官、南野法務大臣、外務省高官、 JICA理事長・緒方貞子氏、猪口邦子氏、国会議員、日本弁護士連合会、企業経営者、NGO 関係者、外交官、研究者などと会合した。

こちらのニュースリリースの原文(日本語)は下記でご覧いただけます。 http://www.amnesty.or.jp/

日弁連第56回定期総会決議

未決拘禁制度の抜本的改革と代用監獄の廃止を求める決議

長年の懸案である監獄法改正問題について,今通常国会において「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が成立し,受刑者の処遇等については一定の改善が図られることとなった。当連合会は,同法制定に伴う規則整備及び同法施行後のさらなる運用改善に向けて引き続き尽力する所存である。しかし,未決拘禁制度と代用監獄問題及び死刑確定者の処遇の改革については,今後の検討課題として残されている。

未決拘禁者は無罪の推定を受け、刑事手続における一方の当事者として防御権及び弁護人依頼権を有することから、刑事手続上、必要最小限の身体拘束を受ける以外は市民生活と同様の保障が必要とされる。したがって、当然、受刑者とは異なった理念に基づき処遇されなければならない。しかるに、未決拘禁者に対し、被疑者・被告人の権利保障よりも施設管理権が優先されている。また、現在に至るも、捜査機関の手元に身柄を置く代用監獄が取調べに利用されている。そうした状況の下で、えん罪や人権侵害が繰り返し惹起されている。

当連合会は、いわゆる旧拘禁二法案について、憲法・刑事訴訟法に定める未決拘禁者の 防御権保障を危うくし、代用監獄を警察監獄に格上げするものであるとして、強く反対し てきた。

今後,未決拘禁者等の処遇等を定める立法作業をすすめるにあたり,当連合会は,以下 の点を含め,国際準則に沿った未決拘禁制度の抜本的改革と代用監獄の廃止を改めて強く 求める。

- 1 被逮捕者を含む未決拘禁者の処遇を定める単一の法律を制定し、旧留置施設法案又はこれと同様の警察立法は制定しないこと。
- 2 夜間,休日の面会を確保し,弁護人との間の通信の検閲を廃止し,電話の使用を認めるなど,未決拘禁者と弁護人の接見交通権を十分に保障すること。
- 3 代用監獄の廃止に向けた手だてを尽くし,廃止までの間も,代用監獄の弊害を極力 除去,軽減すること。
- 4 死刑確定者については、被勾留者に準じた処遇内容を保障すること。以上のとおり決議する。

2005年(平成17年)5月27日 日本弁護士連合会

提案理由

1 受刑者処遇法の成立

長年の懸案である監獄法改正問題について,受刑者処遇等を中心とする「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」(以下「受刑者処遇法」という。)が今通常国会で成立した。

この法律は,数々の不十分な点があるものの,未決拘禁者の処遇と受刑者の処遇を明確に分離した上,受刑者の人権保障と刑務所運営の透明化を求めた行刑改革会議提言(2003年(平成15年)12月)を大筋において実現し,第三者機関たる刑事施設視察委員会の設置,外部交通権の範囲拡大,規律秩序の偏重を是正する姿勢,社会一般水準の医療の保障などの点で前進しており,当連合会が求めてきた「刑事施設法案の抜本的修正」に近づいたものと評価することができる。

当連合会は,同法制定に伴う規則整備及び同法施行後のさらなる運用改善に向けて引き続き尽力する所存である。

2 今後の課題 - 未決拘禁制度の抜本的改革と代用監獄の廃止

しかし,監獄法改正のうち,他方の重要課題である未決拘禁制度と代用監獄問題及び 死刑確定者の処遇については,今後の検討課題として残されており,受刑者処遇につい て立法化した後に一から論議を開始しようとしている段階である。早急にこの検討に着 手し,改革の実現を図ることが求められている。

未決拘禁者は,刑事手続上の必要によって身体を拘束されているにすぎず,権利や自由に対する制限は最小限にとどめられるべきところ,受刑者処遇法が施行された後は,未決拘禁者には旧監獄法(刑事施設二於ケル刑事被告人ノ収容等二関スル法律)が適用され,受刑者の処遇と未決拘禁者の処遇との間に逆転現象が生じるという不合理がある。

したがって、未決拘禁制度の抜本的改革に早急に着手し、これを実現することは喫緊の課題である。この点については、もともと行刑改革会議提言(2003年(平成15年)12月)が未既決両面にわたる改革の必要性を強調していたばかりではなく、2004年(平成16年)12月、法務省及び警察庁並びに当連合会による三者協議会においても、2006年(平成18年)の通常国会への法案提出を目途として、三者が努力することが確認されているところである。

3 未決拘禁制度と代用監獄問題の審議に向けて

未決拘禁者は本来,無罪の推定を受け,刑事手続における一方の当事者として防御権及び弁護人依頼権を有することから,刑事手続上,必要最小限の身体拘束を受ける以外は市民生活と同様の保障が必要とされる。したがって,当然,受刑者とは異なった理念に基づき処遇されなければならない。

しかるに,未決拘禁者に対し,被疑者・被告人の権利保障よりも施設管理権が優先されている。また,現在に至るも,未決拘禁者の多くが代用監獄たる警察留置場に収容され,捜査機関の手元に身柄を置く代用監獄が取調べに利用されて いる。そうした状

況の下で,えん罪や人権侵害が繰り返し惹起されている。

当連合会は,いわゆる旧拘禁二法案について,憲法・刑事訴訟法に定める未決拘禁者の防御権よりも施設管理権を優先させることを法律で認知するものであり,未決拘禁者の防御権保障を危うくし,代用監獄を警察監獄に格上げ恒久化するものであるとして,強く反対してきた。

今後,未決拘禁者等の処遇等を定める立法作業をすすめるにあたり,当連合会は, 未決拘禁制度の抜本的改革と代用監獄の廃止を改めて強く求める。

そのためには,上記の三者協議会と並行して,行刑改革推進委員会顧問会議での審議 を経る必要がある。この顧問会議の審議を充実させ,そこに刑事法・国際人権法を専攻 する学者・研究者を加えるとか,彼らを呼んで意見を聴く機会を作ることは必須である。

4 未決拘禁制度の抜本的改革の内容

未決拘禁制度の改革にあたっては,1998年の国際人権(自由権)規約委員会による日本政府への勧告もふまえ,国際準則に沿った抜本的改革が必要であり,以下の点に特に留意するよう強く求める。

(1) 被逮捕者を含む未決拘禁者の処遇を定める単一の法律を制定することとし,旧留置施設法案又はこれと同様の警察立法は制定しない。

警察留置場における被逮捕者の処遇については現在,国家公安委員会規則である被疑者留置規則が適用されるのみであり,被逮捕者についても,その法的地位にふさわしい権利保障規定は法律化されるべきであるが,その法律化にあたっては,拘置所にも警察留置場にも適用される,被逮捕者を含む未決拘禁者の処遇を定める単一の法律を制定すべきである。その中で,被逮捕者については,被勾留者に関する部分が被逮捕者の地位にふさわしい形で準用されるようにすべきであって,旧留置施設法案又はこれと同様の警察立法は不要である。

(2) 未決拘禁者の防御権及び弁護人依頼権を実効あらしめるための方策を講ずるべきである。このことは,裁判員制度を効果的に機能させるためにも一層重要である。

具体的には,弁護人との接見交通権を十分に保障する方策として,夜間や休日などの接見を確保し,電話(テレビ電話を含む)などの使用を認めることである。

電話については,例えば,弁護士会内に設けた電話室から刑事施設の面会室(あるいは電話室)を電話でつなぎ,連絡する方法が考えられる。

裁判所や検察庁での接見が円滑に行われるようにする。

弁護人との間の信書も検閲してはならない。

また,取調べにおける弁護人の立会権も法律に明記すべきである。

- (3) 未決拘禁者と弁護人以外の者との外部交通の権利を拡充するため,一般面会についても,夜間や休日などの面会を認めることとすべきである。
- (4) 逮捕,勾留された状態を,供述を強いる手段に利用してはならないのであって,あらゆる施設における夜間及び長時間の取調べを制限するべきである。
- (5) 冷暖房については,すべての拘置所に設置し,稼動させるべきである。
- (6) 未決拘禁者が希望する場合には,労働と教育の機会を保障しなければならない。

5 代用監獄の廃止と廃止までの弊害除去 われわれは,代用監獄の恒久化に一貫して反対してきた。

(1) 代用監獄の弊害と廃止の必要性

警察庁は、警察内部で捜査部門と留置部門を分離した1980年(昭和55年)以降、代用監獄の弊害は基本的に解消したと主張している。しかし、その後も捜査が留置に優先する実態は変わらず、代用監獄を利用した自白強要などによって、えん罪や様々な人権侵害の弊害は多発している。

警察留置場は,本来,逮捕された者を裁判官の下に送致するまでの間に限り,一時留め置く場所であって,基本的には被疑者を勾留すべき施設ではない。これは近代刑事法の大原則であり,国際機関や諸条約によって確認された原則でもある。

被疑者を勾留すべき施設は,捜査当局から独立した施設でなければならず,被疑者の勾留を捜査に利用することがあってはならないのである。

警察留置場は,本来的施設である監獄(拘置所)の「代用」としてしか位置付けられていない。「代用」を恒久化することは上述の弊害に照らしても許されず,代用 監獄は廃止すべきである。

(2) 代用監獄廃止の方策とプロセス

代用監獄を廃止する方法としては,まず全国に拘置所を新増設し,拘置所の収容力を増強すべきである。

最近,警察署に付属しない独立の大型留置場が各地に建設されつつあるが,本来, これは法務省所管の拘置所とすべきである。

また,拘置所の増強を待たなくとも,警察留置場の所管を警察庁から法務省に移 管し,勤務する職員を警察職員から法務省職員に所管替えすることも検討されてよ い。

いずれにしろ、代用監獄の廃止に向けたあらゆる手だてを尽くす必要がある。

(3) 代用監獄廃止までの間の弊害除去・軽減の方策

代用監獄廃止までの間も,現在の代用監獄は順次減少させていくべきであるが, これと並行して,代用監獄の弊害を極力除去,軽減するよう努めるべきである。

そのためには,次のような方策を求めたい。

代用として認められる警察留置場は,保安室(保護房)を備えていること,提携 医師を確保していることなど,一定の条件を満たしたものに限定する。

警察留置場における懲罰は禁止し,防声具など,生命,身体に危険性のある戒具を使用しない。

被収容者の医療を受ける権利を保障する。

取調べの可視化(録画・録音)の実現。取調べの可視化は,特に,警察留置場における未決拘禁者に対する自白の強要など人権侵害や誤判を未然に防止するために不可欠な制度であり,既に実施されている諸外国も少なくない。

取調べの時間的制限,即ち,夜間及び長時間の取調べを制限する措置も,自白強要につながる取調べの抑制のために必要である。

代用監獄における運営と被拘禁者の処遇について透明性を高める方策を講ずる べきである。

具体的には,受刑者処遇法における刑事施設視察委員会と同様,外部の市民による視察制度を創設すべきである。

未決拘禁者が第三者機関に処遇等について苦情の申出や不服申立ができる制度を創設すべきである。

さらに、代用監獄の管理者が行った権限行使について、準抗告に類似した簡易 迅速な司法救済手続を創設すべきである。

一定の重大犯罪や否認・黙秘の事件については拘置所に収容し,少年は少年鑑別所に,女性は拘置所への収容を義務付けるなどの措置を講ずるべきである。

また、被疑者・被告人に拘置所への移監請求権を認めるべきである。

6 死刑確定者の処遇

死刑確定者にとって,刑の執行とは死刑の執行それ自体であるから,それまでの拘置は,受刑者,未決拘禁者いずれの身分でもない。

未決拘禁者の処遇等に関する法律においては,死刑確定者の処遇につき,所内生活や外部交通など,被勾留者に準じた処遇内容を保障すべきである。

2005年9月16日

未決等拘禁制度の抜本的改革を目指す日弁連の提言

要 旨

第1章 未決拘禁制度の抜本的改革

第1 無罪推定と未決拘禁者の処遇

未決拘禁法は、無罪推定原則を生かし、保障する内容でなければならない。

- 第2 接見に関する改革
 - 一般面会を含む接見の拡充と、そのための施設整備を進めるべきである。
- 第3 電話等を利用した外部交通
 - 1 電話を利用した外部交通の3つのパターン
 - (1) 弁護人と未決拘禁者との間の電話等を利用した秘密交通権の行使としての接見 交通

弁護人の刑事訴訟法第39条第1項の秘密交通権を実質的に保障する一態様として,弁護人と被拘禁者との間の電話等による接見交通が認められるべきである。 根拠:適切な時期に適切な助言が必要。必要性がある場合の例は,以下のとおり。

弁護人の通常執務している場所と被拘禁者が拘禁されている場所との距離が 離れている場合(いわゆる弁護士過疎地の場合に限らない)

- ・いわゆる弁護士過疎地
- ・支部管内の事件が本庁で起訴された場合
- ・従前の信頼関係から遠方の弁護人が選任された場合 時機をのがしては適切な助言が事実上不可能になるような場合等
- ・逮捕された直後の初回接見等
- (2) 弁護人と未決拘禁者との間の電話等を利用した接見交通のうち,秘密交通権の 行使でないもの

弁護人の弁護権を実質的に保障する一態様として認められるもので,弁護人の 刑事訴訟法第39条第1項の秘密交通権の行使ではない形態のものとして,弁護 人と被拘禁者との間の電話等による接見交通。

必ずしも秘密が守られなくてもよい内容(いつ接見に行く等の連絡や,家族や職場への伝言など)も含めて,被拘禁者が弁護人との間で頻繁に連絡をとることができるということが,弁護権の行使を実質的なものとする。

(3) 未決拘禁者と接見を禁止されていない者との間の電話等を利用した接見交通

未決拘禁者が無罪推定を受ける者として有する社会との交流を続ける権利を実質的に保障するための一態様として、未決拘禁者と、接見を禁止されていない家族らとの間の電話等による接見交通。

- 2 それぞれの要件と態様
- (1) 秘密交通権としての電話等の使用

弁護士であることの確認を要する。

弁護士会,検察庁,警察署,司法支援センターなどの電話ボックス等から施設に電話し,被拘禁者も電話ボックス等で立会いなしで弁護士の電話を受ける。弁護士が電話ボックス等に入退室する際,弁護士であることが確認されることを要件とする。もちろん,電話はモニターされない。

(2) 一般的弁護権行使としての電話等の使用

弁護士であることの確認を要するが、確認の方法は(1)とは異なる態様がある。 法律事務所にいる弁護人との電話ができる。弁護士であることの確認は、所属 する法律事務所の電話番号に施設側の担当者が電話をすることによって行う。こ の場合は、未決拘禁者に拘禁されている施設の職員が立ち会うことも、電話をモ ニターすることもできる。

(3) 一般的外部交通としての電話等の利用

接見禁止でなければ、電話等の相手方の本人確認は不要。接見禁止だが一定の 親族等に限って接見が認められている場合は、当該本人であるかどうかの確認を 要する。

電話による面会の相手方が未決拘禁者の申し出た相手方本人であることの確認は,その者の電話番号に刑事施設側の担当者が電話をかけることによって行う。この場合は,被拘禁者に施設の職員が立ち会うことも,電話をモニターすることもできる。

3 ファックスの利用 簡単な事務連絡や,定型的な連絡

第4 信書の検閲

弁護人と被疑者・被告人との間の信書の授受は、秘密交通権の一内容であり検閲 されてはならない。

第5 外部交通に関連するその他の問題

法廷での弁護人とのメモ授受の自由化や、取調べに関しては長時間にわたる取調べの規制、弁護人立会権、可視化措置等が不可欠である。

第2章 代用監獄の廃止とそれに至るまでの課題

第1 代用監獄廃止の必要性

警察留置場は、被逮捕者を司法当局に引致するまで一時的に留め置く場所にすぎず、被疑者を勾留すべき施設ではない。捜査機関が被疑者の身体を管理する代用 監獄は、冤罪と人権侵害の温床であって、廃止されねばならない。

第2 国際人権法による警察拘禁に対する規制

確立された国際人権基準に照らし、逮捕された被疑者の身体は、裁判官の面前に引致された後は警察に戻してはならず、被疑者を23日間警察に拘禁し、尋問を 継続できる代用監獄制度は許されない。

第3 代用監獄廃止への道筋・方法

全国に拘置所を新増設し,拘置所の収容力を増強すると同時に、代用監獄の所管を警察から法務省に移し,無用な勾留を廃し未決拘禁者の絶対数を減らすべきである。

第4 警察留置場に関する改革~代用監獄廃止までの課題

1 懲罰の新設と拘束具使用の問題点

無罪推定を基本とする処遇原則から、留置場における懲罰が新設されてはならない。また、最近も死亡事件が発生した防声具はそれ自体極めて危険で、医療上の観点からも不適切であり、自白強要手段とされるおそれもあるので、禁止されるべきである。

2 医療の問題点

警察留置場には医療態勢がなく、被収容者の生命身体の保全上、重大な問題点がある。こうした警察留置場は代用監獄としてすら使用すべきではない。

3 視察委員会の新設

警察留置場にも刑事施設視察委員会と同様の視察機関を設置すべきである。

4 その他 一定事案の拘置所収容の原則化、被疑者・被告人の移監請求権など

第3章 拘置所における改革

第1 夜間・休日の接見

1 夜間・休日接見の必要性

被疑者・被告人の弁護を受ける権利を保障するため、弁護人との夜間・休日接見は不可欠である。また、一定の条件下で夜間・休日の一般面会も認められるべきである。

2 接見交通権を十全化するためのその他の方策

面会室の増設・接見時の書類の授受・拘置所以外の接見場所の拡充・接見におけるカメラ等による記録方法の拡充・証人テストとしての無立会面会を実現すべきである。

第2 作業・教育

拘置所の未決拘禁者に対して作業と教育の機会を保障すべきである。

第3 生活条件

無罪推定を受ける地位にふさわしく拘禁性の高い環境の改善、毎日1時間の戸外 運動の保障などが必要である。

第4章 死刑確定者の処遇

法務省の「心情の安定」論による外部交通の相手方の制限などは、あまりに広汎であり、内心の自由の問題にもかかわる。国際人権(自由権)規約に照らし未決拘禁者と同等の外部交通権保障や死刑執行の事前告知が必要である。